

# 第10回 長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会

日時：令和8年3月11日（水）13：30～15：30

会場：長野県スポーツ会館

## 1 開会

## 2 教育次長挨拶

## 3 報告事項

- (1) 中学校部活動の地域展開における進捗状況について（保健厚生課） P, 1～
  - ・令和7年度中学校部活動調査の結果から【R8.1月中学校対象調査】
  - ・令和8年度認定地域クラブ活動予定数調査の結果から【R7.12月市町村対象調査】
- (2) ボウリングクラブ体験会について（保健厚生課） P,13
- (3) 部活動の地域展開と公民館活動の推進について（学びの改革支援課） P,14～

## 4 協議事項

- (1) 今年度の主な取組と課題の整理・対策、及び来年度の取組について（保健厚生課） P,18～
- (2) 信州地域クラブ活動認定ガイドライン（案）について（保健厚生課） P,21～
- (3) 本県における令和8年度以降の地域展開の推進計画について（保健厚生課） P,24

## 5 情報提供・その他

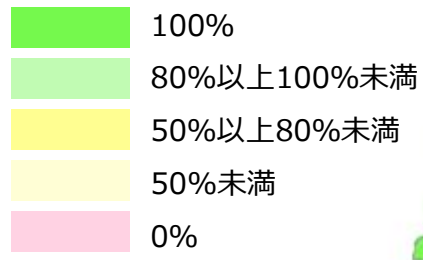
- (1) 認定地域クラブ活動の宿泊税免除について（スポーツ振興課） P,25～
- (2) 本県の地域展開ポスターとシンボルマークの公募・選考について（保健厚生課） P,27
- (3) 地域クラブ活動相談窓口設置によせて（保健厚生課） P,28～
- (4) 熱中症対策・コンディショニングに関する情報提供（大塚製薬株式会社） P,30
- (5) 令和8年度部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業について P,31～

## 6 閉会

## 1 令和7年度中学校部活動調査（令和8年1月）の結果から

### (1) 令和8年度末までの休日の中学校部活動の地域展開の状況

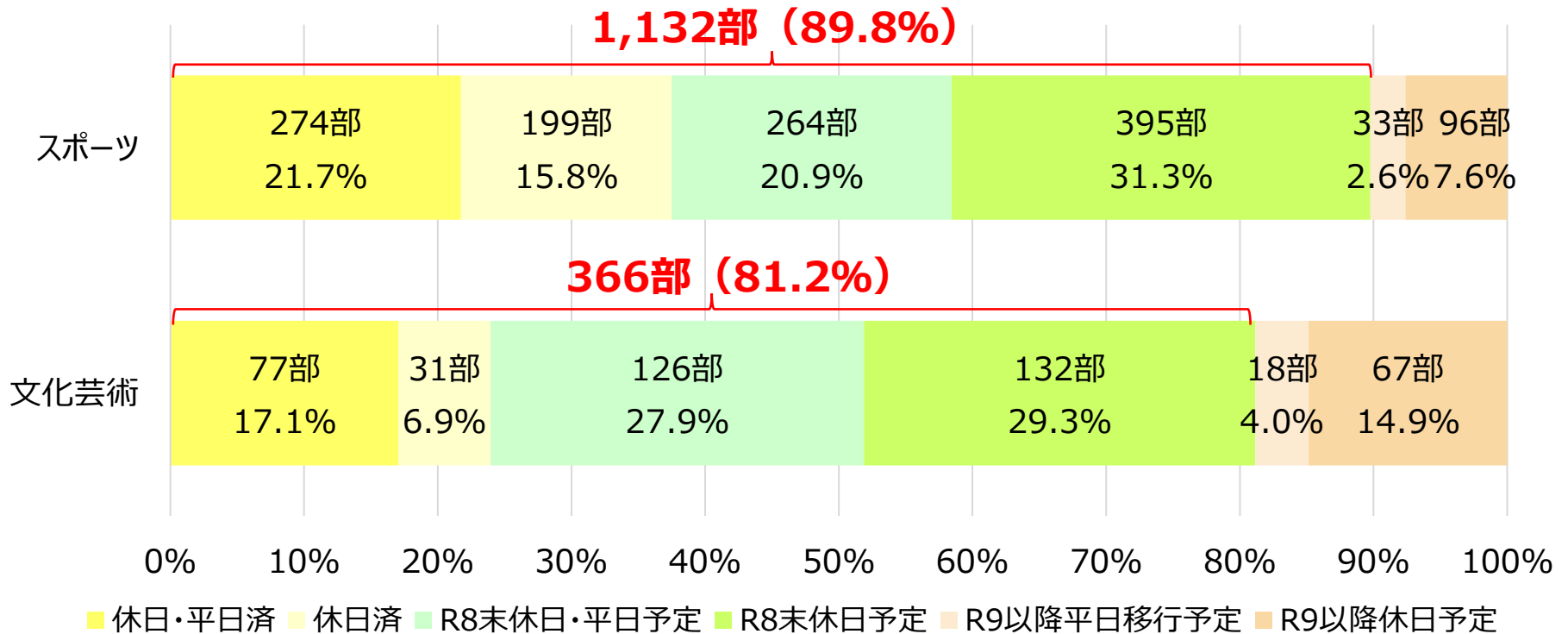
市町村	部数	R8未休日 地域展開 部数	R8未休日 地域展開 率	市町村	部数	R8未休日 地域展開 部数	R8未休日 地域展開 率
佐久市	80	80	100%	下條村	5	5	100%
青木村	3	3	100%	泰阜村	3	3	100%
立科町	7	7	100%	喬木村	6	6	100%
川上村	10	10	100%	豊丘村	8	8	100%
御代田町	13	13	100%	大鹿村	2	2	100%
東御市	25	25	100%	平谷村	※10	※10	100%
北相木村	※12	※12	100%	王滝村	※11	※11	100%
南相木村	※12	※12	100%	小布施町	13	13	100%
小海町	※12	※12	100%	上田市	※130	※125	96.2%
佐久穂町	11	11	100%	諏訪市	※48	※46	95.8%
中野市	34	34	100%	飯山市	20	19	95.0%
栄村	4	4	100%	茅野市	49	45	91.8%
坂城町	11	11	100%	飯田市	92	84	91.3%
山ノ内町	7	7	100%	塩尻市	※57	※51	89.5%
小川村	3	3	100%	高山村	7	6	85.7%
小濃町	10	10	100%	南木曽村	6	5	83.3%
須坂市	38	38	100%	南牧村	9	7	77.8%
千曲市	※65	※65	100%	駒ヶ根市	26	20	76.9%
飯綱町	7	7	100%	伊那市	58	44	75.9%
野沢温泉村	3	3	100%	池田町	12	9	75.0%
長野市	206	206	100%	大桑村	4	3	75.0%
松本市	※190	※190	100%	安曇野市	76	54	71.1%
山形村	※12	※12	100%	木島平村	6	4	66.7%
朝日村	※12	※12	100%	下諏訪町	21	14	66.7%
小谷村	3	3	100%	飯島町	9	5	55.6%
松川村	8	8	100%	阿南町	10	5	50.0%
生坂村	2	2	100%	天龍村	2	1	50.0%
大町市	23	23	100%	白馬村	7	3	42.9%
麻績村	5	5	100%	長和町	※8	※3	37.5%
木曽町	※14	※14	100%	岡谷市	41	14	34.1%
原村	11	11	100%	売木村	3	1	33.3%
中川村	6	6	100%	小諸市	29	8	27.6%
南箕輪村	15	15	100%	箕輪町	18	2	11.1%
富士見町	12	12	100%	上松町	10	1	10.0%
松川町	15	15	100%	辰野町	※24	※1	4.2%
高森町	11	11	100%	軽井沢町	12	0	0%
阿智村	10	10	100%	筑北村	4	0	0%
根羽村	2	2	100%	宮田村	9	0	0%
				計	1,796	1,569	87.4%



※組合立は各市町村に重複して算出  
 ※県立中は所在市に割り当て算出  
 ※平谷村は阿智村と、王滝村は木曽町  
 と同数として算出  
 以上のように部数を重複して算出  
 実際の部活動数は、1,712

## (2) スポーツと文化芸術分野における休日の部活動地域展開の状況

本県公立中学校（182校）の運動部（1,261部）と文化芸術部（451部）における地域展開の状況



- 本県のガイドラインが示す“令和8年度末を休日の地域展開完了の目途とする”においては、
  - ・ **スポーツ分野では、1,132部/1,261部 (89.8%) が、休日の地域展開を完了する予定**
  - ※ 内、平日も含めた地域展開は、538部 (42.7%)
  - ・ **文化芸術分野では、366部/451部 (81.2%) が、休日の地域展開を完了する予定**
  - ※ 内、平日も含めた地域展開は、203部 (45.0%)
- あわせて、**1,498部/1,712部 (87.5%) が、休日の地域展開を完了予定**としている

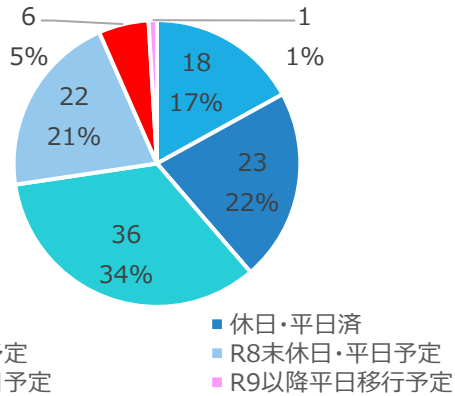
# 中学校部活動の地域展開における進捗状況について

## (3) スポーツと文化芸術分野における地区別の地域展開の状況

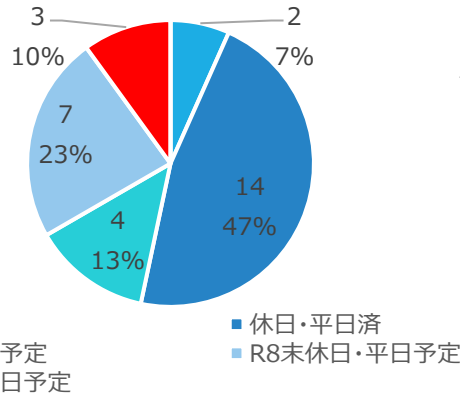
スポーツ		東信	北信	中信	南信	計
地域展開状況	休日済	27 10.5%	44 15.0%	60 18.3%	68 17.8%	199 15.8%
	休日・平日済	8 3.1%	179 61.1%	42 12.8%	45 11.7%	274 21.7%
	R8未休日予定	96 37.2%	43 14.7%	103 31.5%	153 39.9%	395 31.3%
	R8未休日・平日予定	103 39.9%	25 8.5%	91 27.8%	45 11.7%	264 20.9%
	R9以降休日予定	24 9.3%	2 0.7%	16 4.9%	54 14.1%	96 7.6%
	R9以降平日予定	0 0%	0 0%	15 4.6%	18 4.7%	33 2.6%
	小計	258	293	327	383	1,261
文化芸術		東信	北信	中信	南信	計
地域展開状況	休日済	0 0%	15 10.6%	7 6.9%	9 7.1%	31 6.9%
	休日・平日済	2 2.4%	62 44.0%	9 8.9%	4 3.2%	77 17.1%
	R8未休日予定	34 41.0%	27 19.1%	35 34.7%	36 28.6%	132 29.3%
	R8未休日・平日予定	31 37.3%	35 24.8%	31 30.7%	29 23.0%	126 27.9%
	R9以降休日予定	13 15.7%	2 1.4%	12 11.9%	40 31.7%	67 14.9%
	R9以降平日予定	3 3.6%	0 0%	7 6.9%	8 6.3%	18 4.0%
小計	83	141	101	126	451	
計	341	434	428	509	1,712	

## (4) -1 スポーツの競技種目別における地域展開率の状況

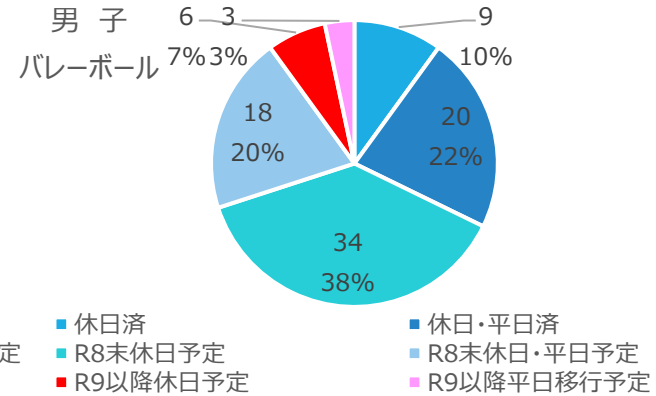
陸上競技



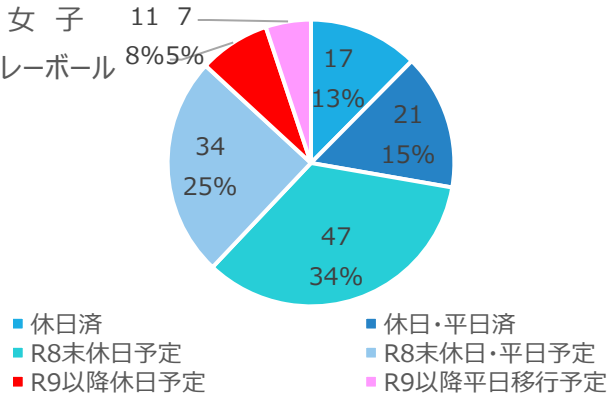
水泳



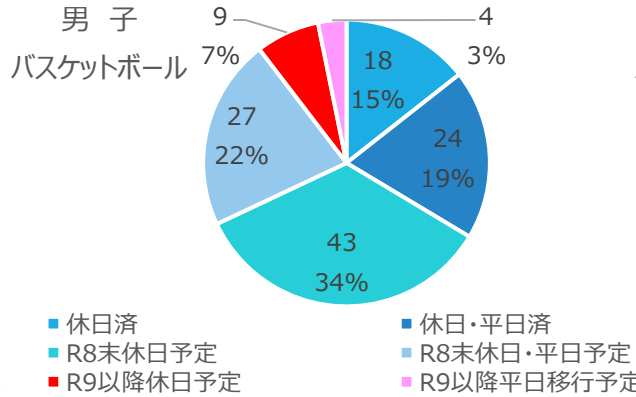
男子  
バレーボール



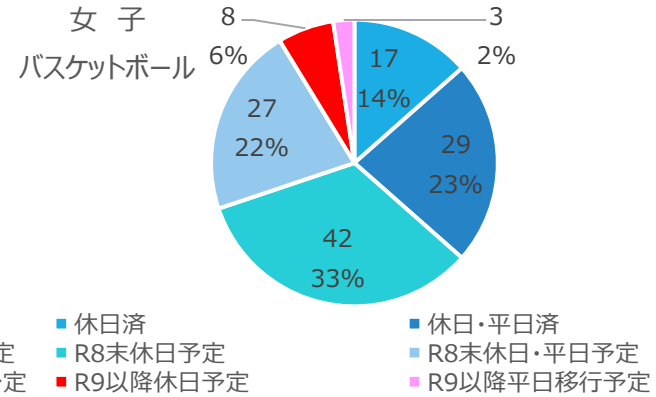
女子  
バレーボール



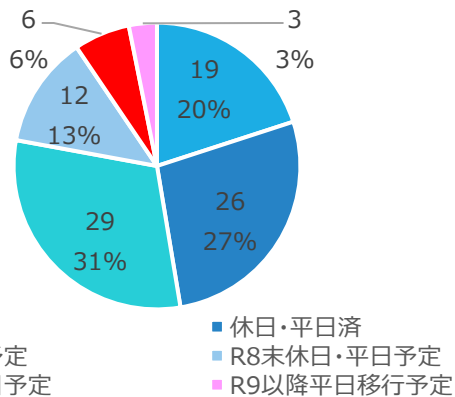
男子  
バスケットボール



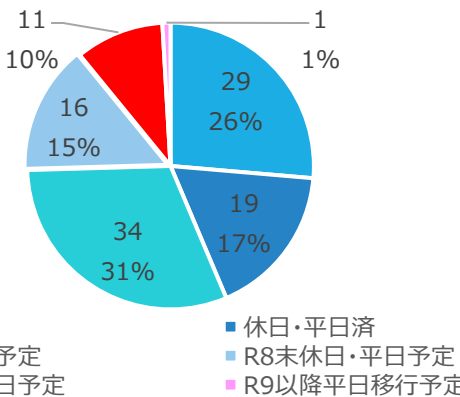
女子  
バスケットボール



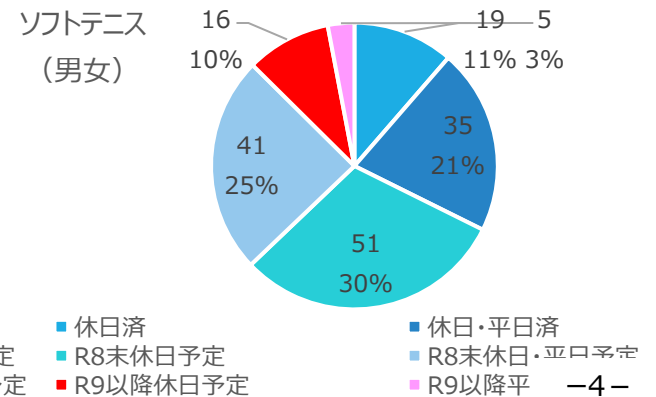
サッカー



軟式野球

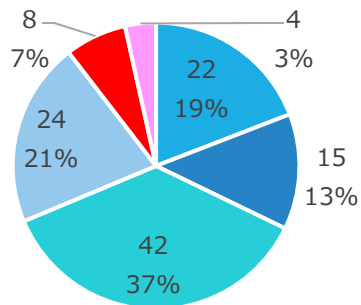


ソフトテニス  
(男女)



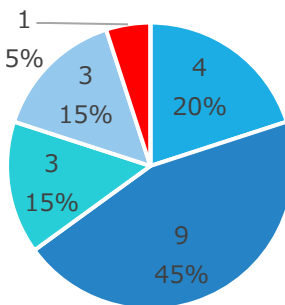
## (4) -2 スポーツの競技種目別における地域展開率の状況

卓球  
(男女)



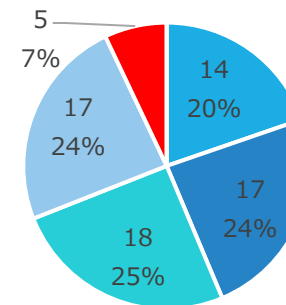
- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8未休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

柔道



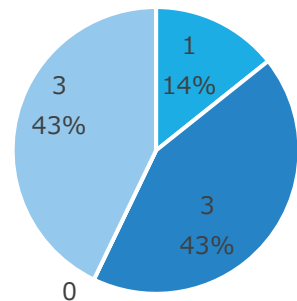
- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8未休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

剣道



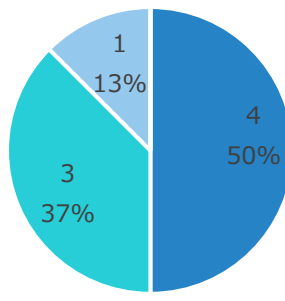
- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8未休日・平日予定

ソフトボール



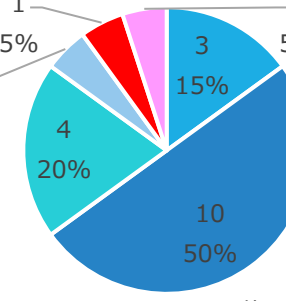
- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8未休日・平日予定

ハンドボール  
(男女)



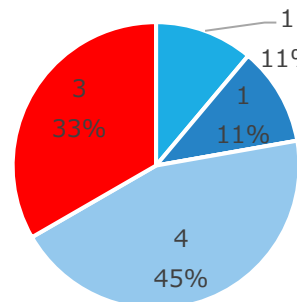
- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8未休日・平日予定

バドミントン  
(男女)



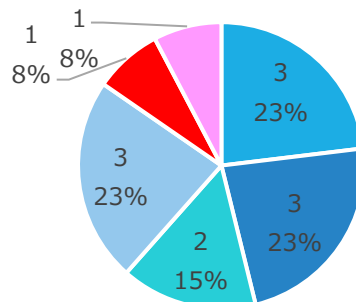
- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8未休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

スケート



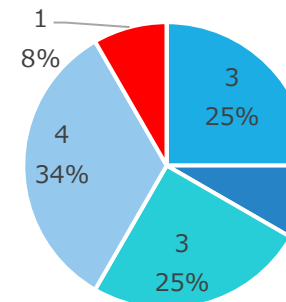
- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済

スケート



- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8未休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

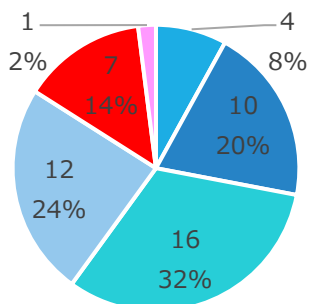
その他



- 休日済
- R8未休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8未休日・平日予定

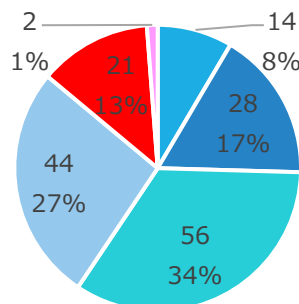
## (5) -1 文化芸術活動の各分野における地域展開率の状況

合唱



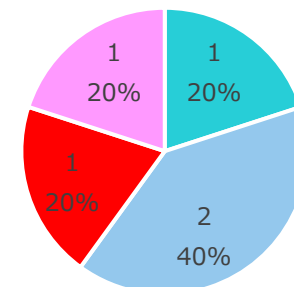
- 休日済
- R8末休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8末休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

吹奏楽



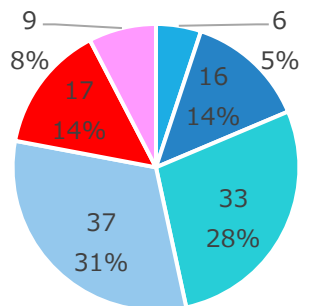
- 休日済
- R8末休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8末休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

その他音楽



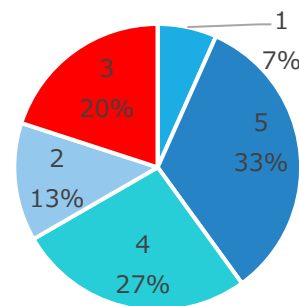
- R8末休日予定
- R8末休日・平日予定
- R9以降平日移行予定
- R9以降休日予定

美術



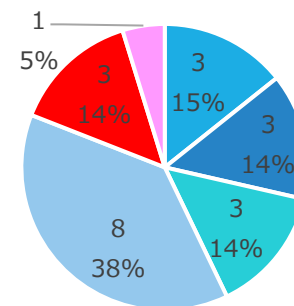
- 休日済
- R8末休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8末休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

技術



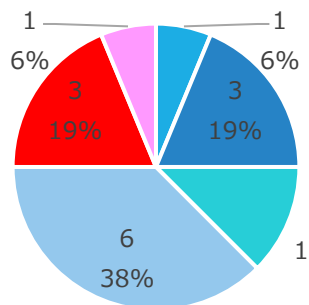
- 休日済
- R8末休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8末休日・平日予定

科学・環境



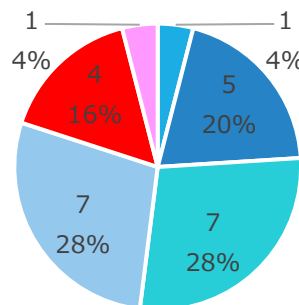
- 休日済
- R8末休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8末休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

コンピューター



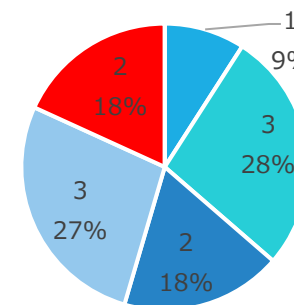
- 休日済
- R8末休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8末休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

演劇



- 休日済
- R8末休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8末休日・平日予定
- R9以降平日移行予定

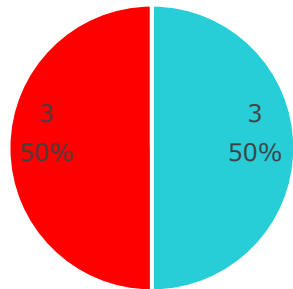
家庭科



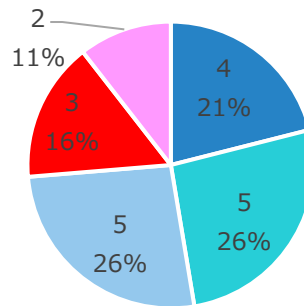
- 休日済
- R8末休日予定
- R9以降休日予定
- 休日・平日済
- R8末休日・平日予定

## (5) -2 文化芸術活動の各分野における地域展開率の状況

人形劇



その他



■ R8末休日予定

■ R9以降休日予定

■ 休日・平日済

■ R8末休日・平日予定

■ R8末休日予定

■ R9以降休日予定

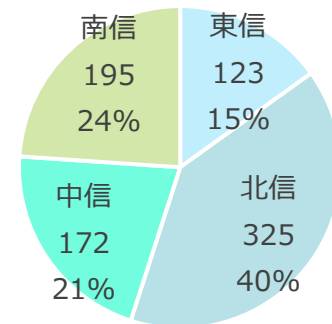
■ R9以降平日移行予定

## 2 令和8年度認定地域クラブ活動予定数調査（令和7年12月）の結果から

### (1) 認定地域クラブ活動（市町村が認定する部活動の意義を継承・発展させた地域クラブ活動）予定数

【地区別・活動日別】

	スポーツ				文化芸術				合計
	休日	平日	休日・平日	計	休日	平日	休日・平日	計	
東 信	53	1	50	104	16	0	3	19	123
北 信	24	41	229	294	8	5	18	31	325
中 信	45	13	80	138	19	6	9	34	172
南 信	92	1	77	170	18	3	4	25	195
計	214	56	436	706	61	14	34	109	815



- **スポーツ分野で 706クラブ、文化芸術分野で 109クラブ、合計 815クラブ**
- スポーツ分野に比べて、**文化芸術分野の地域クラブ活動の設立が、やや遅れている**
- 地域クラブ活動のおよそ **40%**が**北信地区**にあり、**地域差が見られる**
- バスケットボール、軟式野球、バレーボール、吹奏楽、合唱等、従前の学校部活動を保障するとともに、**ラグビー、空手、ダンスなど、新たな活動も見られる**

# 中学校部活動の地域展開における進捗状況について

## (2) 令和8年度認定地域クラブ活動（予定）における活動内容・活動日別の状況

	陸上競技	水泳	男子バレーボール	女子バレーボール	男子バスケットボール	女子バスケットボール	サッカー	軟式野球	ソフトテニス	卓球	柔道	剣道	相撲	ソフトボール	新体操	ハンドボール	バドミントン	スケート	スキー	ボート
休日のみ	22	2	12	17	21	21	21	21	22	27	2	8	0	3	0	1	4	1	1	0
平日のみ	2	0	6	6	3	1	3	0	1	8	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0
休日・平日	24	5	24	35	47	52	31	39	26	24	17	40	1	8	2	2	32	4	4	1
合計	48	7	42	58	71	74	55	60	49	59	22	51	3	11	2	3	36	5	5	1

	ホッケー	フェンシング	トレーニング	ダンス	カップインワン	空手	ドッジボール	ラグビー	マルチスポーツ	カーリング	硬式テニス	少林寺拳法	ボルダリング	フットサル	ポッチャ	キンボール	ボクシング	ウェイトリフティング	ゴルフ	小計	
休日のみ	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	214
平日のみ	0	0	0	1	0	15	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56
休日・平日	1	0	0	1	0	4	0	3	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	436
合計	1	1	1	3	1	20	1	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	706

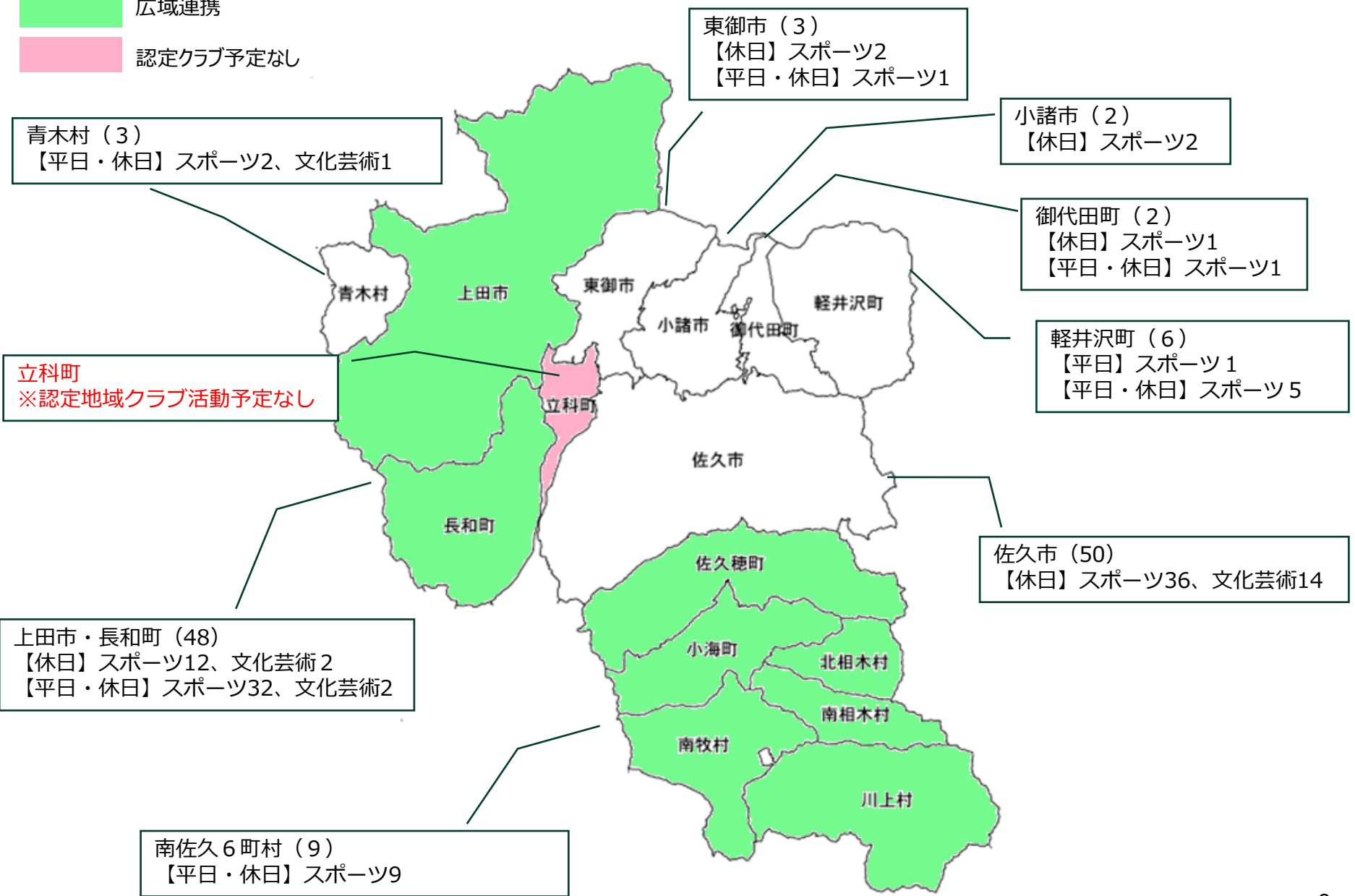
	合唱	吹奏楽	その他音楽	美術	技術	科学	コンピュータ	演劇	書道	囲碁・将棋	総合文化	一輪車	クラシックバレエ	健康麻雀	イベントサークル	小計
休日のみ	9	31	5	9	0	1	1	2	0	1	1	1	0	0	0	61
平日のみ	0	2	1	6	0	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	14
休日・平日	10	16	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	34
合計	19	49	7	16	1	4	3	3	1	1	1	1	1	1	1	109

### (3) 地区別認定地域クラブ (東信地区)

【休日】スポーツ 53、文化芸術 16  
 【平日】スポーツ 1、文化芸術 0  
 【平日・休日】スポーツ 50、文化芸術 3

保健厚生課・スポーツ振興課  
 学びの改革支援課・文化振興課

広域連携  
 認定クラブ予定なし



### (3) 地区別認定地域クラブ (北信地区)

【休日】スポーツ 24、文化芸術 8  
 【平日】スポーツ 41、文化芸術 5  
 【平日・休日】スポーツ 229、文化芸術 18

保健厚生課・スポーツ振興課  
 学びの改革支援課・文化振興課

広域連携

認定クラブ予定なし

信濃町  
 ※認定地域クラブ活動予定なし

長野市  
 【休日】スポーツ8  
 【平日】スポーツ40、文化芸術4  
 【平日・休日】スポーツ184、文化芸術12

飯綱町  
 【平日・休日】スポーツ7、文化芸術2

岳北4市村  
 【休日】スポーツ5、文化芸術1  
 【平日・休日】スポーツ2

中野市  
 【平日・休日】スポーツ13

小布施町  
 【平日・休日】スポーツ10

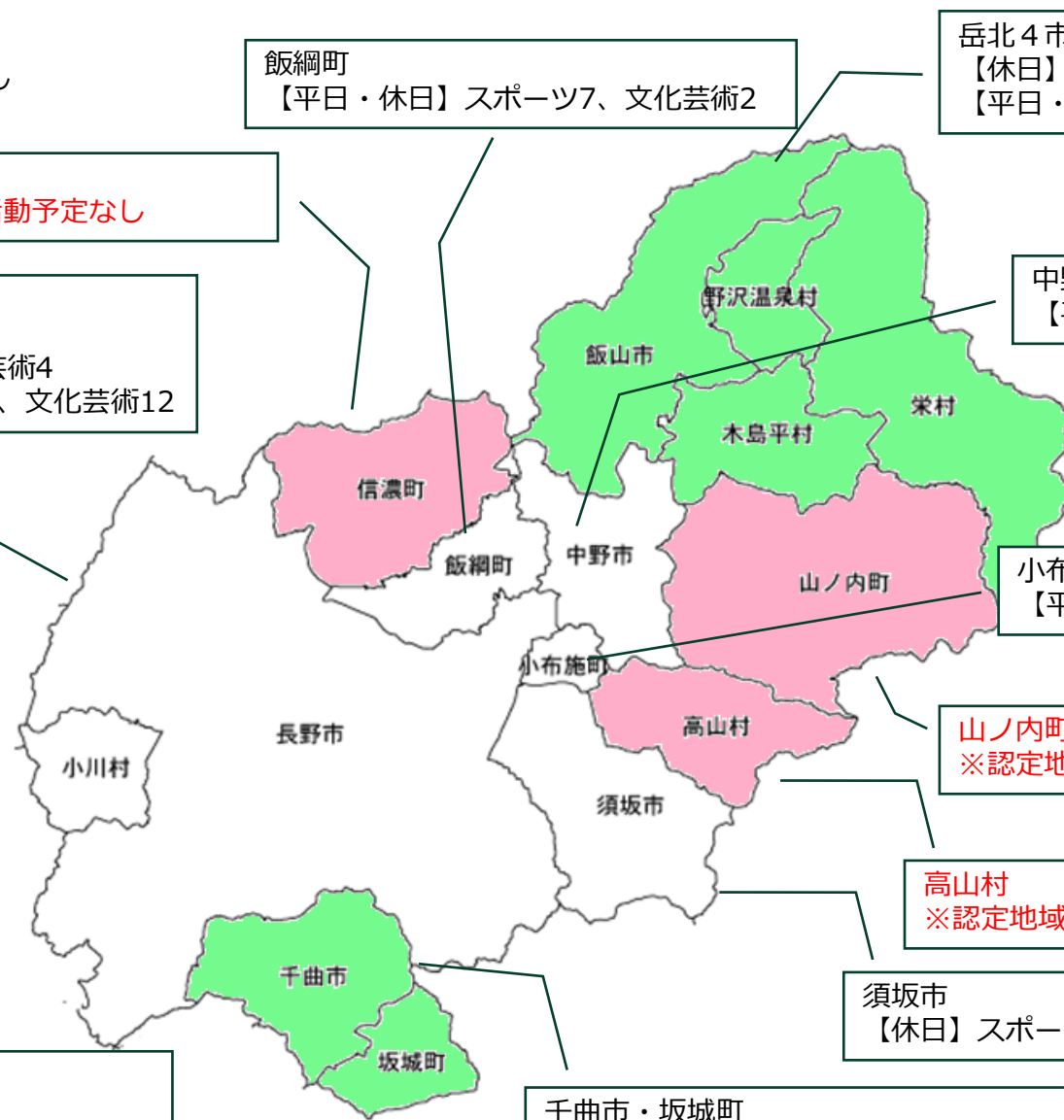
山ノ内町  
 ※認定地域クラブ活動予定なし

高山村  
 ※認定地域クラブ活動予定なし

須坂市  
 【休日】スポーツ9、文化芸術4

千曲市・坂城町  
 【休日】スポーツ1、文化芸術3  
 【平日・休日】スポーツ12、文化芸術3

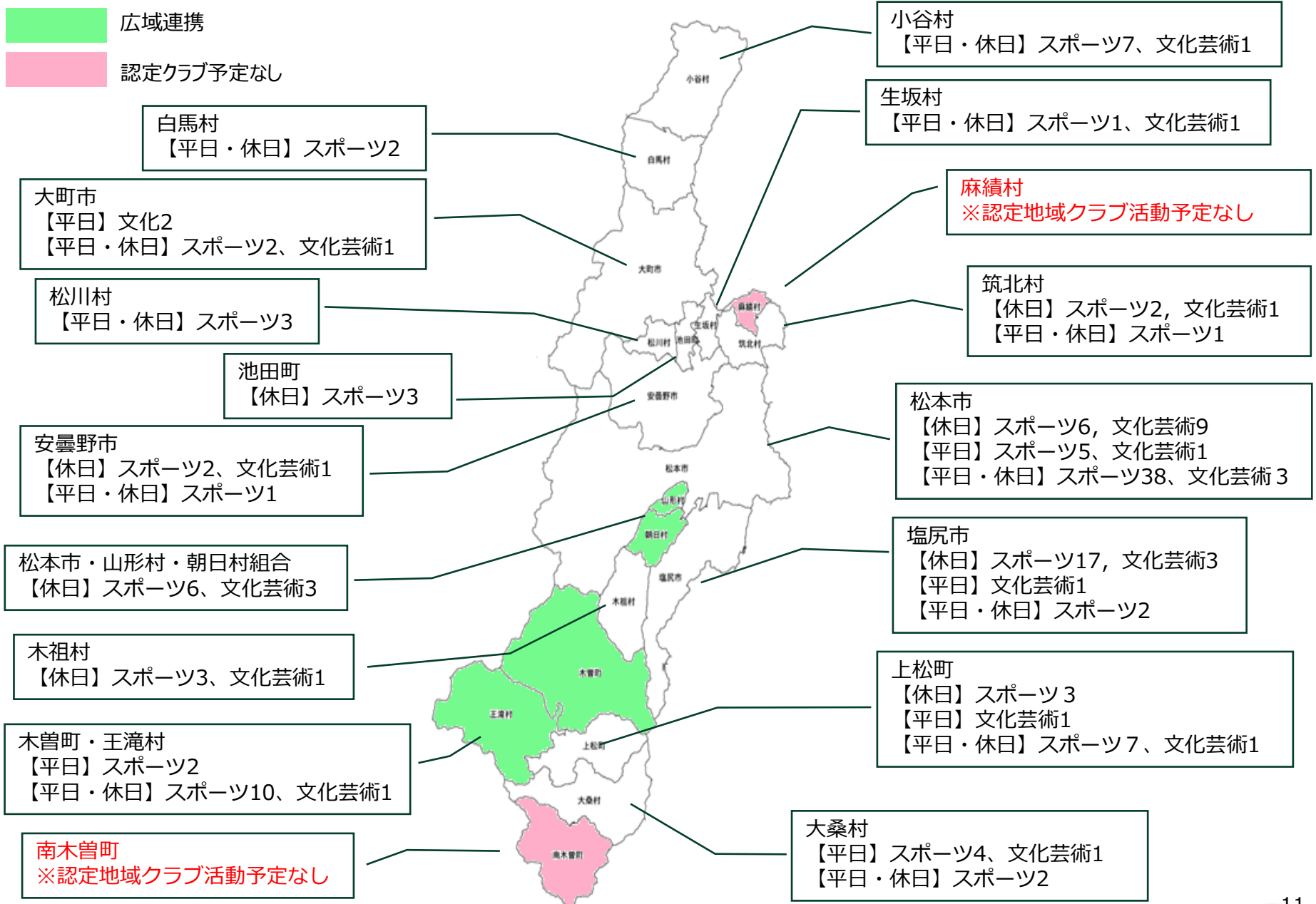
小川村  
 【休日】スポーツ1  
 【平日】スポーツ1、文化芸術1  
 【平日・休日】スポーツ1、文化芸術1



### (3) 地区別認定地域クラブ (中信地区)

【休日】スポーツ 45、文化芸術 19  
 【平日】スポーツ 13、文化芸術 6  
 【平日・休日】スポーツ 80、文化芸術 9

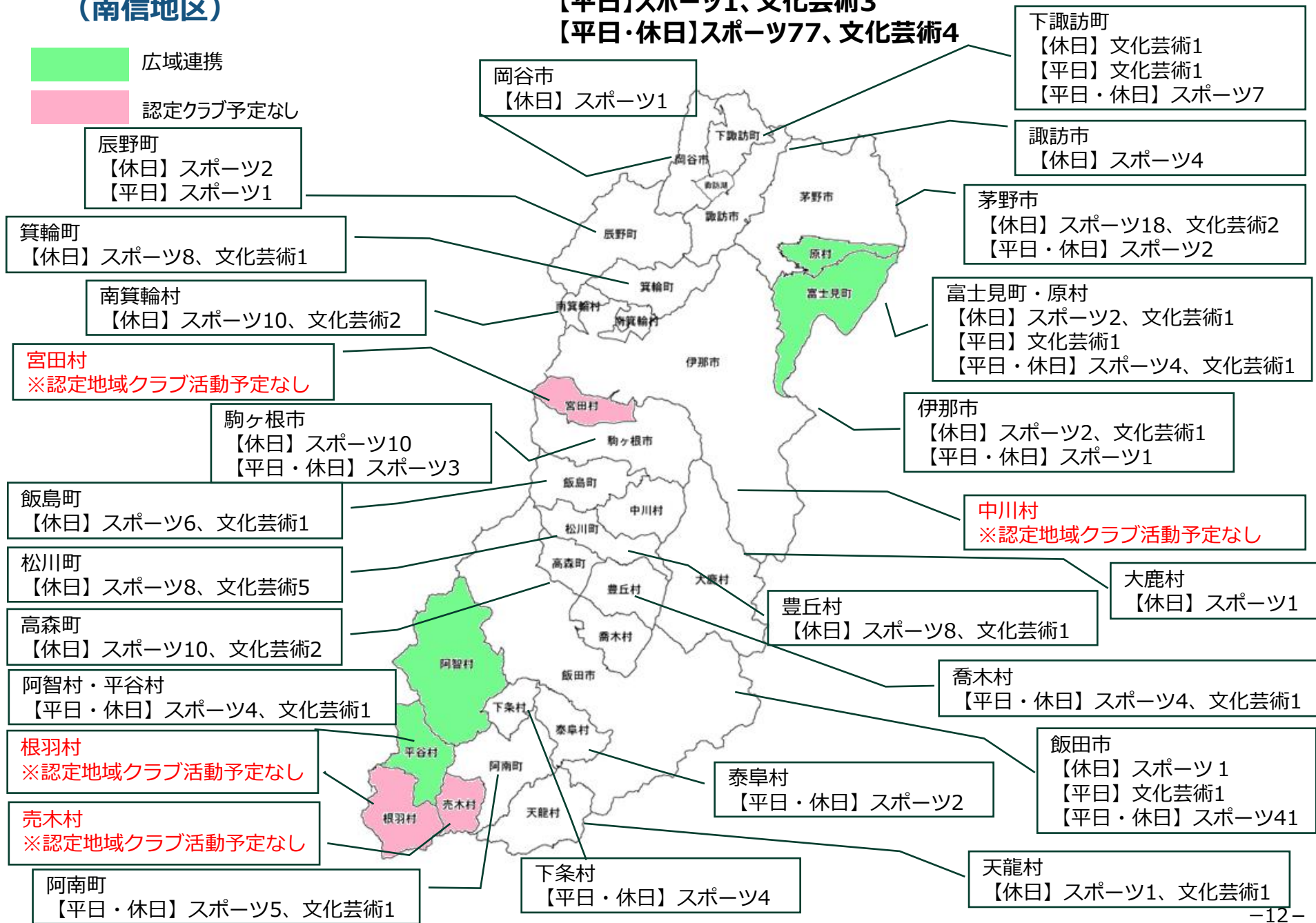
保健厚生課・スポーツ振興課  
 学びの改革支援課・文化振興課



# (4) 地区別認定地域クラブ (南信地区)

【休日】スポーツ92、文化芸術18  
【平日】スポーツ1、文化芸術3  
【平日・休日】スポーツ77、文化芸術4

広域連携  
 認定クラブ予定なし

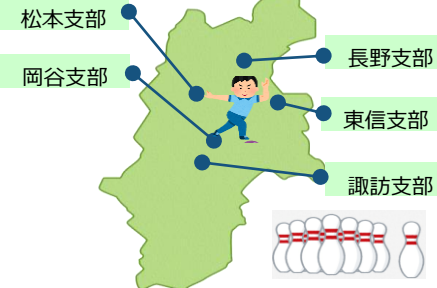


ボウリング競技の普及・国スポに向けた競技力向上

ボウリング競技の特性「生涯スポーツ」の推進

ボウリング競技の特性「多世代交流機会」の推進

県内広く、子どもたちの多様なスポーツ機会の確保に！



ボウリングクラブの設立に先駆けて諏訪市でボウリング体験会を開催！！

県内各ボウリング場への横展開によるボウリング競技人口の増加

- ◆ 日時：2026年 2月21日（土） 午前10時00分～12時00
- ◆ 会場：ココレーン上諏訪店
- ◆ 参加者：県内在住の小学4年生～中学2年生 24名
- ◆ 参加費：400円（貸靴代）

主催 長野県教育委員会

共催 長野県、（公財）長野県スポーツ協会

主管 長野県ボウリング連盟  
ココレーン上諏訪店

協力 諏訪市教育委員会  
諏訪市ボウリング協会



ボールの選び方を教えてもらったよ



ねらうところは分かった？

（参加者や保護者の感想）

- 初めてボウリングとしたが、たくさん投げることができて、楽しかった。
- プロの投げ方がとてもきれいでびっくりした。
- プロに教えてもらったら、前よりも（ピンに）当たるようになった。平日にクラブがあったら参加したい。
- 生涯スポーツといわれるボウリングを気軽に始められる機会で、参加して本当に良かったと思います。



楽しかった！！ ボウリング大好き ♡

タン・タ・タ・ターンのリズムで投げてみよう！



## 公民館の役割

## ① 生涯学習の支援

- ・教育、学術、文化事業の実施
- ・趣味、教養、地域課題の解決につながる学習機会の提供

## ② 地域交流の促進

- ・集う、学ぶ、結ぶを通じて、地域コミュニティの深化
- ・様々な団体や機関との連絡・連携

## ③ 地域文化・福祉の振興

- ・住民の生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与
- ・地域の人々の持ち味や能力を生かした地域活動の推進

## ④ 情報提供

- ・行政からの情報や地域の情報を得るための窓口
- ・図書、記録、模型、資料などの情報提供



高い  
親密性

## 地域クラブ活動の役割

## ① 部活動が担ってきた教育的意義の継承と発展

- ・人間形成と社会性の育成
- ・心身の健全な発達
- ・学習意欲の向上と自己実現



## ② 新たな学びの機会の創出

- ・学校ではできない多様なスポーツ・文化芸術活動の提供
- ・地域の方との交流によるコミュニケーションスキルの向上
- ・地域のヒト・モノ・コトに触れる郷土愛の醸成

## ③ 新たな地域づくりの促進

- ・地域のスポーツ・文化芸術活動の活性化
- ・地域の中での連携、顔の見える関係性の向上
- ・“地域の子どもは学校を含めた地域で育てる”の理念の実現

地域クラブ活動と公民館の連携は、施設・人材・地域コミュニティの活性化の観点から有効

## 公民館に期待する地域展開推進の具体

## ① 活動場所の提供

公民館のホールや会議室、調理室などを地域クラブ活動の活動場所として提供

## ② 指導者の確保・紹介

地域におけるスポーツ、文化芸術、生涯学習の指導人材を地域クラブ活動の指導者に照会・斡旋

## ③ 地域とのコーディネート

公民館の有する地域団体や住民とのネットワークを活かし、地域全体で子どもたちの活動を支える仕組みづくりの構築

## ④ 多様な活動機会の創出

従来の公民館講座やイベントを発展させ、異なる世代が参加できる多様なスポーツ・文化芸術活動機会の提供

## (連携事例)

富山県黒部市

コミュニティ施設として音楽室や体育館などを地域に開放し、生涯学習活動の場として活用

## (連携事例)

長野県茅野市

中央公民館が文化芸術関係の指導者を紹介、文化芸術団体と連携し、各種講座に中学生を受け入れ

## ⑤ 情報共有の拠点

地域クラブ活動、学校、地域の活動スケジュールや連絡事項等を集約し、情報共有の拠点



全国1位の公民館数(1,789館)を誇る本県。また、自治公民館の活動も活発で、このリソースを活かしたい。ずら。

# 公民館に期待する地域展開推進の具体（案） ～可能性を具体的にすることで新しい公民活動の一步に

## ① 既存サークルと合同活動

サークルや高齢者クラブの知見活用

### 具体案①「地域の達人に学ぶ講座」

内容：将棋、茶道、手芸、料理などの公民館既存サークルに、生徒が参加  
メリット：生徒は地域の専門家（高齢者等）の指導を受けるとともに、世代間交流の促進



### 具体案②「郷土芸能伝承講座」

内容：郷土芸能（太鼓、神楽など）の活動を、公民館を拠点と保存会が地域の生徒に伝承  
メリット：地域文化の継承と、生徒の地域への愛着形成（シビックプライド）に寄与

## ② サードプレイス（子どもの居場所）としての活用

学校外の活動拠点の位置付け

### 具体案①「放課後学習支援&地域クラブ活動ハイブリッド講座」

内容：「宿題・自習タイム」を設けた後、ホールや調理室でサークル活動を実施  
メリット：子どもの居場所づくりと保護者の安心感が高揚、学習と趣味の両立、仲間との交流の促進

### 具体案②「ユニバーサルスポーツ講座」

内容：学校には設備がないポッチャやモルックなどの「ゆるスポーツ」の拠点を公民館に設置  
メリット：運動が得意でない生徒や、文化部と運動部の中間を求める生徒の受け皿になる可能性

## ③ 地域行事との一体化

生徒発表の機会を地域へシフト化

### 具体案①「公民館行事（地区文化祭）への参画」

内容：吹奏楽、美術などの発表・展示を公民館行事（文化祭）のメインコンテンツの一つに  
メリット：生徒は地域の方の反応がモチベーションに、公民館は、若者の集によりイベントが活性化

### 具体案②「地域課題解決プロジェクト（探究学習との連携）」

内容：パソコンや美術が得意な生徒が、公民館広報や高齢者向けスマホ教室をお手伝い  
メリット：地域クラブ活動が地域社会貢献活動をする生徒の自己肯定感が高揚

## ④ 新たな形態の活動の創出

公民館特有の柔軟な活動の実現

### 具体案①「マルチスポーツ活動&多様なスポーツ・文化芸術活動講座」

内容：今週はヨガ、次週はポッチャ、再来週は料理など、多様な公民館講座を体験するクラブ活動  
メリット：多種多様なスポーツ・文化芸術活動を楽しみたい生徒のニーズに対応

## 長野県教育委員会としての支援

- ① 域内の市町村教育委員会や中学校と公民館の間に入って調整を行うコーディネーター
- ② 講座開設等の運営マニュアルの作成や保険加入等の相談支援
- ③ ユニバーサルスポーツの道具等の貸与



## 生涯にわたって文化芸術活動の機会の提供～KISO Students Band Club～

大桑村

## 【経緯】

2018年、生徒数の減少等を背景として、上松中の校長先生から地域での活動場所の設立について平中代表（当時：上松中所属）が相談され、KISO Students Band Clubを発足。上松中と大桑中の吹奏楽部に所属している生徒が大人と活動している。

## 【運営・活動について】

- ◆代表者…平中 和司さん
- ◆団員数…生徒13名、高校生及び大人7名
- ◆指導者数…1名
- ◆活動日…金曜日18:30～20:30
- ◆活動場所…上松中学校及び大桑村役場（隔週）  
※クラブとしては、週1回活動しているが、生徒は2週間に1回のペース
- ◆移手段…保護者送迎
- ◆会費…無料
- ◆運営費…補助40000円（自治体より）
- ◆楽器…それぞれの学校の楽器  
※運搬は個人
- ◆発表の場…地域の文化祭  
発表会を主催（年2回）

## 【代表：平中さんのお話】

現在の活動ができていいるのは、部活動で基礎的なことをやってくれているから。部活動が無くなってしまうと現在の活動時間では、発表会等も難しくなると思う。部活動で活動しているうちに、部活動が無くなっても活動できるように準備を進めていきたいと思っている。

中学校から吹奏楽部がなくなっても、地域で楽器を演奏することができる、このクラブは残したい。大人も子供も、生涯にわたって楽器を楽しく演奏できる場が無くなってしまうのは、寂しいこと。考えなくてはいけないことは山積みだけど、仲間とやっていきたい。

## 【活動の様子】



同じ楽器を大人と一緒に演奏する中学生。楽譜の読み方やリズムについて教えてもらうだけではなく、大人が奏でている音に刺激を受けていることが伝わります。



高校生や大人にとっても、気軽に演奏することができる貴重な場となっています。中学生だけのクラブではなく、地域住民にとっても楽器を演奏する大切なクラブであることが伝わります。



演奏する曲によって、指導者にも、指揮者にも、演奏者にもなる代表の平中さん。平中さんご自身が、音楽を楽しまれていることが伝わります。



## 【今後へ向けて】

- ◆3年後のクラブ設立を目指す
- ◆活動回数を増やす
- ◆指導者確保  
（見守れる大人、一緒に演奏してくれる大人も含めて）
- ◆費用について（会費の徴収、楽器の修繕費、指導者謝金）
- ◆代表の後継者の育成

## 【生徒の声】

- ◆はじめは、夜遅くて嫌だと思っていただけ、やっていくうちに楽しくなってきた。
- ◆大人と一緒にやると教えてもらえるからいい。
- ◆大人も一緒になって、大人数で演奏できることが楽しい。
- ◆大人が演奏する音が聞けることが、とても刺激になる。「こういう音を出したい」と思える。
- ◆部活は部活の楽しさがあるし、ここにはこの楽しさがある。和やかなんだけど、真剣にできる。
- ◆コンクールとは違って、地域の発表会で演奏できることが楽しい。地域の人達と盛り上がる。

## 【大人の声】

- ◆このクラブは、誰でも安心して演奏できるクラブだと思う。
- ◆上手じゃなくても楽器があれば、誰でも参加できる。ガチのクラブには、正直入れない。こういうクラブがあるっていうのは、とても良い。
- ◆気軽に楽器を演奏できる場所があるのは、大人にとって有難い。もちろん、子供にとっても必要な場所だと思う。

## 公民館を活用した中学生の居場所づくり事業

## 朝日村

### 【経緯】

公民館の再編について検討する会議の中で、公民館の利用率の向上が話題となる。公民館に若者の声を取り入れたいという思いと中学生の放課後の居場所として公民館を活用できればという考えが合致し、今年度より本事業が始まった。

### 【事業内容について】

◆担当者…教育委員会社会教育係

◆目的

- ・中学生にとっての楽しみの場にする。
- ・地域の人と関わりながら学び、つながる場にする。
- ・中学生が主体的・協働的に取り組む場にする。

◆目指す姿

- ・公民館が中学生の居場所・活動拠点になる。
- ・地域に貢献する活動に結び付ける。

◆活動日…月1回 第3水曜日16:00～17:00

◆活動場所…朝日村公民館

◆移動手段…徒歩、自転車、保護者送迎

◆会費…無料

公民館事業として開催し、公民館保険を適用

◆活動内容…中学生のやりたいことを基にできることを地域のボランティアの方と相談して実施する。

◆中学校との連携

CSコーディネーターが窓口となって、担当者とのやりとりを行っている。参加者を募集するためのチラシの配布やポスターの掲示をしてもらっている。

### 【これまでの取組（12月時点）】

- 4月 中学校で中学生のニーズを調査
- 5月 地域ボランティアを募集（回覧版活用）  
1団体6名の協力が決定  
第1回打ち合わせ会開催
- 6月 第2回打ち合わせ会開催（以後8月までに4回開催）  
中学校でチラシ配布
- 7月 第1回開催 地域ボランティアとの意見交換会
- 9月 第2回開催 調理実習
- 10月 第3回中止（中学生の参加が無かったため）
- 11月 第4回開催 調理実習
- 12月 第5回開催 おしゃべりカフェ

### 【おしゃべりカフェの様子】

A生：「〇〇先生のことなんで知っているんですか!？」  
Aさん：「私が子供の時もいたんだよ。」  
B生：「昔から怖かったですか？」  
Aさん：「怖かった…(笑)」 (一同笑い)



Bさん：「中学校の文化祭って感動するよね！」  
Cさん：「H中の歌声は、すごいよ！」  
B生：「そうなんですか？」(照れ笑いをする中学生たち)

### 【参加者の声】

- ◆楽しく話ができてよかったです。(中学生)
- ◆みんなでお菓子を食べながらお話ができて楽しかったです。(中学生)
- ◆地域の人との関係が薄れていると思ったからお喋りしたかった。お喋りを通して、知らないことを知れたのでよかったです。(中学生)
- ◆こういう機会があると有難い。続けていきたいね。(地域の方)
- ◆私が喋り過ぎたかしら。子供たちにもっと喋ってもらえばよかったかなあ。(地域の方)

### 【次回へ向けて】



会の最後には、中学生にアンケートを書いてもらいながら、次回の内容についての相談が始まります。担当者の「前にやりたいって言ってた、編み物なら教えてもらえるよ」という言葉に子供たちは好反応。次回の内容が決まりました。

### 【担当者の方のお話】

5月に地域ボランティアを募集したら予想よりも人が集まってとても嬉しかった。今日も中学生が来るのか不安があったけど来てくれた。本当に嬉しかった。初めての取組なので、うまくいかないことはある。けれど、地域ボランティアの方が本当に温かくて一緒に試行錯誤をしてくれる。この事業が、中学生のやりたいを実現できる場になり、中学生にとって居場所になるよう、今後も続けていきたい。

**(1) 今年度の主な取組****(1) 信州地域クラブ活動指導者人材バンクの構築  
～県警本部と暴力団排除連携協定の締結～**長野県  
警察本部

- 市町村と登録者が直接交渉可能な人材バンクの構築
- 地域クラブ活動の指導協力者における暴力団の排除

スポーツ振興課  
文化振興課**(3) 中学校部活動の地域展開フォーラム  
～県内外の有識者・関係者による情報交換～**

- 持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境の構築について有識者と意見交換
- 県内外から120名の関係者が地域展開について理解を深めた

スポーツ  
振興課**(5) 指導者研修会の充実  
～プロチーム・有識者との連携～**

- 県内トップアスリート、プロチーム、アスレチックトレーナー等を地域クラブ活動に派遣

- 県内大学教授等が指導者研修用コンテンツを制作、指導者養成リーダーを地域クラブ活動に派遣

**(2) 信州地域クラブ活動オンラインクラブ活動  
～ICTを活用した遠隔指導実証事業～**スポーツ  
振興課

- 中山間地の指導者不足、交通手段確保等の課題への対応
- 全ての子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる事例創出等を検証

**(4) まつチャレフェスタ2025！  
～地域クラブ活動体験会の開催～**スポーツ  
振興課

- 地域クラブ活動への参加促進のための体験会を開催
- 子どものニーズに応じた多種多様な体験機会を創出。来場者800名

スポーツ振興課  
文化振興課**(6) その他**

- 指導者募集街頭啓発活動
- 松本大学「信州地域クラブ活動ゼミナール」
- 信州地域クラブ活動応援サポーター制度の創設
- 産官学連携フォーラムにおいて本県ブースの設置
- ボウリングクラブ体験会の開催



## (2) 課題の整理とその対応策

### 課題



#### (1) 指導者の確保と質の担保

- 専門的指導ができる人材が中山間地や小規模町村では不足
- ハラスメント防止、救急対応等、指導者の資質の向上が必定



#### (2) 実施主体・運営団体の確保と責任の所在

- 子どもたちの多様なニーズに応じた実施主体の不足
- 地域クラブを統括する運営団体の不足
- 事故等の賠償責任への危惧



#### (3) 移動手段の確保と保護者負担の増加

- 広域による地域クラブの移動手段の確保が困難
- 保護者による送迎や交通費の負担増大



#### (4) 経済的負担の増加

- 地域クラブ活動の参加費（1,000～3,000円/月）が必要



#### (5) 活動場所の確保と施設管理

- 活動場所の確保が困難
- 学校施設を開放する際、必要に応じた施設改修が必要
- 鍵の開閉、緊急時対応、器具庫の確保等のルール作りが必要

### 対応策

- ① 信州地域クラブ活動指導者バンクの充実
- ② ICTを活用したオンラインクラブ活動事業の拡大
- ③ 指導者登録制度に準じた指導者研修機会の充実

- ① 県総括コーディネーターの市町村訪問支援による  
広域連携の強化
- ② スポーツ・文化芸術関係団体との連携強化
- ③ 法人化とスポーツ・文化法人責任保険の加入推奨

- ① 信州地域クラブ活動ライドシェアモデル事業
- ② ICTを活用したオンラインクラブ活動の充実

- ① 信州地域クラブ活動応援サポーター制度の強化
- ② ガバメントクラウドファンディング「ガちなが」の活用

- ① キーボックス等設置補助（体制整備支援事業）
- ② 事故対応フローチャートの例示や先行事例等の紹介

※各事業の詳細は、情報提供・その他（４）「令和８年度部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業について」を参照

## （３）来年度の主な取組



交通  
政策課

### （１）信州地域クラブ活動ライドシェアモデル実証事業

移動手段確保のため、安全かつ効率的な移動手段として、**地域に根差した公共ライドシェアやボランティア輸送によるモデル実証事業**を通して、地域クラブ活動の環境整備を構築



県スポーツ協会  
心の支援課等

### （２）信州地域クラブ活動相談窓口開設事業

持続可能で質の高い地域クラブ活動の構築に資するため、**保護者、生徒、指導者等の関係者からクラブ活動における指導・人権・運営等に関する問題や不安等について、対応可能な相談窓口の構築**



スポーツ振興課  
文化振興課

### （３）オンラインクラブ活動トライアル事業

**中山間地における専門的な指導者不足や、移動手段の確保が困難**といった課題に対応するため、**ICTを活用した遠隔指導**を通して、地域事情に寄らず、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加可能な事例を創出



文化  
振興課

### （４）文化・芸術活動の地域展開促進

活動場所や楽器の管理に課題を抱える吹奏楽は、**拠点校方式の在り方をモデル事業として実施**する他、**小集団でも可能な多様な音楽活動の機会を創出**する他、美術、技術、家庭科、園芸等、多様文化・芸術クラブを推進



スポーツ  
振興課

### （５）地域クラブ活動指導者研修の充実

国は「**認定地域クラブ指導者登録制度**」が創設し、**指導協力者の研修を義務付ける**なか、**市町村に代って研修会を実施**し、中学生期のスポーツ・文化芸術活動における充実・生徒の健全な成長を支援する指導者・協力者を育成



生涯  
学習課

### （６）公民館やコミュニティースクールとの連携

既存サークルの合同活動や公民館のリソース（施設、人材）を活かした新たな活動を展開したり、放課後の学校施設に**コミュニティースクールの一環として生徒のサードプレイス（居場所）づくり**と“**放課後リ・デザイン**”を普及



## 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度より

### 認 定 要 件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、**生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにする**ことで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② **適切な活動時間や休養日が設定されている**こと
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

## 認定要件① 対象区域の設定について

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、**生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにする**ことで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

### <確認事項>

- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、**競技性や成果のみに偏重するのではなく**、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- **市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること**。なお、**競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない**
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

### (1) 本県の現状

本県は、市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）とも多く、生徒の多様なニーズに応じた活動を保障するため、既に広域連携による地域展開の取組が多い。

### (2) 対象区域を狭域・広域に設定することのメリット・デメリット

	狭域（単一自治体等）	広域（複数自治体）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体が認定地域クラブ活動を把握しやすい</li> <li>○ 学校等との連携が図りやすい</li> <li>○ 練習会場への移動手段等の確保がしやすい</li> <li>○ 地域コミュニティの活性化につながりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒のニーズに応じた多様な活動が保障</li> <li>○ 指導者・協力者の確保が得られやすい</li> <li>○ 学校・地域の枠を超えた生徒同士の交流促進</li> <li>○ 事務局等、自治体間のコストシェアリングが可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒のニーズに応じた活動の保障が困難</li> <li>○ 小規模町村は集団スポーツクラブ設置が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体間の調整が必要、学校との連携が困難</li> <li>○ <b>競技性に偏重したクラブに陥りやすい</b></li> <li>○ 練習会場への移動手段の確保が困難</li> </ul>



- ① 原則として、地域振興局を対象区域とすること
- ② 生徒の居住地等を考慮して、隣接する地域振興局又は県外も対象区域とすることができる
- ③ 地域振興局内又は隣接地域振興局内に生徒のニーズに応じた活動がない場合は、例外として認める（在籍中に地域振興局内に生徒のニーズに応じた活動が設立しても、卒業時までには例外として認める）
- ④ 令和8年度入学生は、既に地域クラブ活動を選定している可能性があることを考慮し、令和9年度以降は①～③に基づいた生徒募集を行うこととし、3年間の移行期間を経て、令和11年度から上記①～③を完全適用とする

## 認定要件② 休日に2日連続して活動を行う場合について

第9回協議会にて協議済

### ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

#### <確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること※1

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。ただし、その場合においても、生徒の負担を鑑み、1ヵ月の内に最低2日間は休日の休養日を設けること。

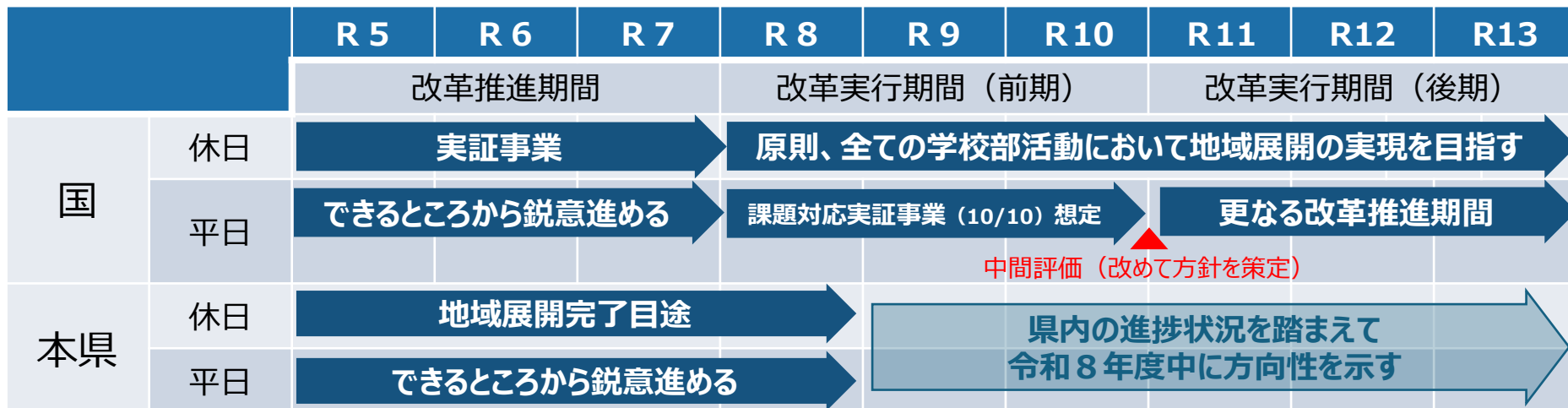
## （1）本県の現状

- 令和8年度認定地域クラブ活動（予定）のうち、休日みのクラブは275クラブ（33.7%）  
（スポーツ214クラブ（30.3%）、文化芸術61クラブ（56.0%））
- 各市町村における休日みのクラブの状況から、平日は部活動を行っている と推察

- 「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（R6.3策定）」においては、活動時間や休養日の設定について以下のように定めている。
- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。

休日に2日連続の活動を認めつつも、生徒の負担を鑑み、1ヵ月の期間内に最低2日間は休養日を設けること

## 1 部活動の地域展開における今後のスケジュール



## 2 本県の地域展開における現状

- 休日の地域展開は、令和8年度末までに87.5%（スポーツ89.8%、文化芸術81.2%）が完了予定としている。
- 休日も含めた平日の地域展開は、令和8年度末までに43.3%（スポーツ42.7%、文化芸術45.0%）が完了予定としている。
- 休日、平日の地域展開ともに、地域間格差競技種目・文化芸術分野によって差がある。

## 3 検討・協議する視点

- 休日と平日の地域展開それぞれの実現の目標をどこに置くか
- 休日と平日の地域展開それぞれの実現の目標に向けて、今後どのような施策が必要か
- 本県の地域展開における目指す姿（目的）  
「県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができ、地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境構築が図られ、地域の活性化につながる」の実現
- 県教委が掲げる「一人ひとりの『好き』や『楽しい』、『なぜ』をとことん追求できる『探究県』長野の学び」の実現する持続可能な地域クラブ活動の運営等について学校等の連携も含めた体制づくりに向けて
- 地域クラブ活動に所属しない生徒の居場所をどのようにデザインしていくのか

## 宿泊税の目的と認定地域クラブ活動等の課税免除について

- 本県が目指す“世界水準の山岳高原観光地の実現”に向け、観光資源の充実、旅行者の受入環境整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるための宿泊税の導入にあたり、中学校部活動に準ずる活動である「認定地域クラブ活動」を課税免除の対象として検討中



## 制度の概要

項目	内容
名称	長野県宿泊税（法定外目的税）
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税率・税額	<b>1人1泊あたり300円（施行日から3年間は200円）</b> ※ 松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村内においては、県税は150円（施行日から3年間は100円）、別途市町村により宿泊税が課税
免税点	<b>6,000円未満の宿泊料金（素泊まり、税抜き）の場合は課税しない</b>
課税免除	<b>(1) 学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合（認定地域クラブ活動を含む）</b> (2) 保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (3) 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール主催の宿泊行事 <b>※ (1)～(3)のいずれも、学校・施設の長の証明が必要</b>
制度開始日	<b>令和8年（2026年）6月1日の宿泊分から</b> ※ 課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税

【長野県宿泊税に関する規則 第3条（課税免除の対象となる教育活動又は研究活動等）

(2) 中学校の部活動に準ずる活動（地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた活動（認定地域クラブ活動）を行う生徒又はこれを引率する者が、認定地域クラブ活動として宿泊する場合（認定地域クラブ活動を運営する団体の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

# 認定地域クラブ活動の宿泊税免除について

## 課税免除証明書（案） 【令和8年2月現在】

認定地域クラブ活動であることの証明書		
宿 泊 日	2026年6月1日 から 2026年6月3日まで	( 2 ) 泊
地域クラブ活動の名称	〇〇サッカークラブ	
地域クラブ活動の種類（※1）	<input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 <input type="checkbox"/> 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 <input type="checkbox"/> 認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動	
宿泊施設名称	上田〇〇ホテル	
課税免除対象の宿泊人数（※2）	15名	
備 考	1日目は15名宿泊、2日目は14名宿泊	

※1 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化活芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動が対象です。

※2 課税免除対象の宿泊人数には、地域クラブ活動に参加している方及び引率の方が含まれています。

・引率の方とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援の保護者や審判等は該当しません。  
 ・なお、宿泊料金が6,000円未満（素泊まり・税抜き料金）の方の宿泊については宿税が課税されませんので、課税免除の宿泊人数への記載は不要です。

上記の宿泊については、長野県宿泊税条例第3条及び長野県宿泊税に関する規則第3条に規定する、認定地域クラブ活動であることを証明します。

2026年6月1日

所 在 地 長野市●●●●7-7

認定地域クラブ活動を主催する団体 〇〇サッカークラブ

代 表 者 スポーツ 花子 印

地方公共団体の長又は教育委員会の長から認定を受けた又は認定を受けたものとみなされた「地域クラブ活動」であることを証明します。（※3）

2026年6月1日

地方公共団体の長又は教育委員会 長野市長 △△ △△ 印

※3 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により、証明を省略することができます。

主旨

- 令和7年12月、国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県における“令和9年度以降の平日も含めた地域展開の方向性”を示す「改訂県ガイドライン」を広く県民に周知するにあたり、キャッチなポスター、シンボルマークが必要
- 中学校部活動の地域展開の理解促進や地域社会への普及啓発を目的とした“本県ならではの”ポスター及びシンボルマークの図案を募集

募集要項

- 1 テーマ「未来へつなぐ！地域と創る新しいスポーツ・文化芸術活動のかたち」
- 2 応募資格 長野県内に在住、在学又は在勤の方（個人・グループ・プロ・アマを問わない）
- 3 募集内容
  - (1) ポスター
  - (2) シンボルマーク（ロゴマークを含む）
- 4 募集期間：令和7年12月18日（木）から 令和8年1月30日（金）
- 5 選考・発表
  - (1) 選考方法：県教育委員会において厳正な審査を行う
  - (2) 各賞
    - ①最優秀賞（採用作品）（ポスター1点、シンボルマーク1点）：賞状、副賞（10,000円相当）  
※副賞の具体的な品目は、図書カードまたは商品券等（換金不可）を予定
    - ②優秀賞（数点）：賞状、記念品
    - (3) 発表：令和8年3月に入賞者及び入賞作品を公表。入賞者には直接通知



## 教職員のための

# 学校が性暴力を把握したときの初動対応

～学校の先生ができることと、専門機関ができること～

学校が児童生徒の様子や相談などから性暴力を把握したときは、『疑いの段階』から重大事態としてとらえ、適切な初動対応と外部の専門機関（警察・長野県性暴力被害者支援センターりんどうハートながの・児童相談所）との連携が重要です。

相談を受けた先生や性暴力に気づいた先生が、ひとりで抱え込まず、児童生徒の気持ちと安全を大切にしつつ、学校としてチームで対応するとともに、専門機関と連携して対応しましょう。

## 学校が行う初動で大切にしたいこと

学校が性暴力を把握したときは、事実確認前に、疑いの段階であっても、学校を所管する教育委員会や教育事務所に報告しなければなりません。

### ✓ 被害児童生徒の安全を最優先に確保する

⇒ 加害者との接触を防ぎ、安心できる環境について検討しましょう。

### ✓ 児童生徒の話を無理に聞き出さない

⇒ 児童生徒が自発的に打ち明けた内容の聞き取りに留めましょう。

記憶の汚染を防ぎます

### ✓ 被害児童生徒に繰り返し詳細を聞かない

⇒ 被害児童生徒の話をそのまま聞きましょう。質問が多いと自責感が生じます。

二次被害も防ぎます

### ✓ ひとりで抱え込まず学校としてチームで対応する

⇒ 児童生徒に、安全のため必要な職員や専門機関と対応することを伝えましょう。

### ✓ 早い段階で専門機関と連携する

⇒ 対応に迷ったら専門機関に相談しましょう。

早めの連携が大切です

### ✓ 記録を残す・報告する

⇒ 児童生徒の発言内容を教職員からの問いかけも含めて記録し、状況、対応した日時などを記録し管理職に報告しましょう。

児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを心がけ、スクールカウンセラーや専門機関等と連携しながら、関係する児童生徒に継続的な支援を行いましょう。

長野県教育委員会 令和8年4月

## 警察 (生活安全課・刑事課など)

警察（生活安全課・刑事課など）は被害者の保護や加害者への対応、事件の捜査などを担当します。

被害児童生徒の安全を確保しながら、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援を受けられるように調整します。また、事件として扱わない場合でも、学校と連携して助言や支援を行うことができます。

### 支援できること

警察と連携することで、被害児童生徒の安全を確保し、加害者への対応を迅速に進めることができます。

#### ✓ 被害者の保護と安全確保

- ⇒ 児童生徒が加害者からのさらなる被害を受けないよう保護措置をとる
- ⇒ 加害者との接触を避けるために学校に対して助言や対応策を講じる

#### ✓ デジタル性暴力への対応

- ⇒ スマートフォンやSNSを使用した性暴力への対応
- ⇒ 性的な画像や動画の拡散防止や消去に向けた支援

#### ✓ 加害者への対応

- ⇒ 状況に応じて指導や捜査を行う
- ⇒ 加害者に対して法的措置（注意指導、接近禁止命令など）を講じる

#### ✓ 証拠の保全

- ⇒ 被害児童生徒の証言を適切に記録し、証拠として保全
- ⇒ 物的証拠（SNSのやり取り、画像、動画など）の収集に関する助言

### 相談窓口

法律に触れると判断した場合は、すぐに警察へ相談し、適切な対応をすることが重要です。



#### 📞 最寄りの警察署

右の2次元コードを確認



長野県内の警察署一覧

#### 📞 警察相談専用電話

少年サポートセンター ヤングテレホン  
(いじめ・非行・性被害などの相談)  
026-232-4970



少年サポートセンター  
ヤングテレホン

#### 📞 全国共通相談ダイヤル

#9110 (全国共通・相談無料)



全国共通相談ダイヤル

#### 📞 性犯罪被害ダイヤルサポート110

0120-037-555  
#8103



性犯罪被害  
ダイヤルサポート110

## 長野県性暴力被害者支援センター りんどうハートながの

「りんどうハートながの」は、長野県が性暴力被害者を支援するために設置している公的な相談窓口です。望まない、同意のない性的行為などはすべて性暴力と捉え被害者支援を行います。性暴力にはSNSに起因する事犯や性的姿勢の撮影も含まれます。

被害者の意思を尊重し、「自分で決めること」を大切にしながら、医療・心理・法律の各分野から総合的な支援を提供しています。被害者の年齢や性別を問わず、24時間体制で相談を受け付け、匿名での相談も可能です（保護者・教員からの相談も受け付けます）。

### 支援できること

性暴力の疑いがあるとき、性暴力が起きた時の対応で少しでも迷ったときは、すぐに相談して下さい。関係機関等と連携して、被害児童生徒を支援します。

#### ✓ 医療支援の手配

⇒ 診察や治療を受ける際に医療機関へ同行、緊急避妊や性感染症検査の調整

#### ✓ 児童生徒の心理的支援

⇒ 被害児童生徒の不安やトラウマに対するカウンセリング

#### ✓ 法的支援の提供

⇒ 弁護士相談の手配、被害届の提出や法的手続に関する助言

#### ✓ 学校との情報共有と対応支援

⇒ 児童生徒の支援方針の協議、学校内での適切な対応についてアドバイス

### 相談窓口

長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」

☎ 相談ダイヤル #8891 または 0120-8891-77 (無料)  
026-235-7123 (有料)

\* 土日休日及び夜間は、電話番号を非通知にするとながりません



ひとりでなやまないで  
長野県性暴力被害者支援センター  
りんどうハートながの  
相談無料 性別・年齢不問 相談受付 24時間365日受付  
全国共通ダイヤル #8891 026-235-7123 (有料)  
rindou-heart@pref.nagano.lg.jp  
りんどうハートながの 検索

あなたが望まない性的な行為は性暴力です。  
無理やり身体を 触られた  
勝手に裸の写真を 撮影された  
一方的にキスや 性交をせまられた  
AV出演被害に 悩んでいる  
イヤな思いをしただけ  
なるべく早く信頼できる人に相談してください。  
「りんどうハートながの」はあなたの話を聞いて、  
役がでるかな一緒に考えます。  
自分を責めないで。あなたは何も悪くありません。

加害者の約8割は相談者と面識があります。親しい大人から性加害を受けている場合、児童生徒は誰にも助けを求められない危険な状態です。日頃から相談窓口を周知しておきましょう。

## 児童相談所

児童相談所は、こどもの権利（生存・発達・保護・参加等）の擁護者として、こども（概ね18歳まで）に関して、家庭その他からのあらゆる相談に応じ、こどもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開します。

児童生徒の性加害・被害事案では、まずは警察の対応となりますが、児童生徒と保護者が自らの支援を希望した場合には、児童相談所において被害児童生徒の再被害防止とケア、加害児童生徒の再加害防止等を目的に、学校、市町村、その他関係機関と連携して支援することができます。

なお、児童虐待防止法により、学校の教職員は児童虐待（保護者からの身体的・心理的・性的暴力等。疑いを含む。）を発見した場合、市町村又は児童相談所への通告義務があります。性的虐待は重症度の高い虐待であるため、速やかに児童相談所へ連絡してください。【性的虐待：性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする等】

### 支援できること

児童生徒の支援方針について相談に応じ、適切な対応を助言します。性加害・被害事案は、時間の経過とともに援助の方法や効果が減るため、初期の段階で速やかに児童相談所へ相談してください。

#### ①性的虐待

##### ✓ 児童虐待対応に関する学校への助言等

- ⇒ 初期対応（初期面接の手法や注意点、保護者対応）に関する助言
- ⇒ 市町村、司法機関（警察や検察）等を含めた連携に関する調整

##### ✓ 被害児童生徒の一時保護、再発防止体制の構築

- ⇒ 家庭での安全確保が困難である他、虐待調査が必要な場合に一時保護を実施
- ⇒ 安全な生活の実現・継続に向けた、保護者、関係機関等への支援及び調整

#### ②性加害・被害事案

##### ✓ 被害児童生徒の再被害防止・トラウマケア等の支援

- ⇒ 保護者や児童生徒と面談を行い、援助方針・内容を検討
- ⇒ 再発防止やトラウマケアに係る保護者や学校への助言・環境の調整
- ⇒ 児童心理司によるトラウマケア等のプログラムの実施（医療機関でも可）

##### ✓ 加害児童生徒の再加害防止の支援

- ⇒ 保護者や児童生徒と面談を行い、行動理解のためのアセスメントを実施
- ⇒ 児童生徒の行動修正を目的としたプログラム・法務教育・性教育等の実施
- ⇒ 再発防止に向けた学校・家庭生活での取り組みに関する助言

### 相談窓口

- ☎ 中央児童相談所 026-238-8010 (管轄：長野圏域 北信圏域 上田市 小県郡)
- ☎ 松本児童相談所 0263-91-3370 (管轄：松本圏域 木曾圏域 北アルプス圏域)
- ☎ 飯田児童相談所 0265-25-8300 (管轄：南信州圏域 駒ヶ根市 飯岡町 中川村 宮田村)
- ☎ 諏訪児童相談所 0266-52-0056 (管轄：諏訪圏域 伊那市 辰野町 箕輪町 南箕輪村)
- ☎ 佐久児童相談所 0267-67-3437 (管轄：佐久圏域 東田市)

発行：長野県教育委員会事務局心の支援課

協力：長野県教育委員会事務局保健厚生課 長野県警察本部 県民文化部人権男女・共同企画課 県民文化部こども若者局こども・家庭課、次世代サポート課

## 熱中症対策・コンディショニングに関する情報提供

大塚製薬株式会社 ニュートシューティカルズ事業部  
長野出張所 係長・健康経営アドバイザー 風間 千夏 様



しあわせ信州

### 長野県

- 全国トップレベルの平均寿命を誇り、健康長寿においても一人ひとりが生きがいを持ち「しあわせ健康県」づくりを推進するため、しあわせな暮らしの基礎となる県民の健康増進を図る運動「信州ACE（エース）プロジェクト」を2014年にスタート。
- ACEは生活習慣改善の重点項目であるAction（体を動かす）、Check（健診を受ける）、Eat（健康に食べる）を表し、世界で一番（エース）の健康長寿を目指している。



Otsuka

### 大塚製薬

- 生命関連企業として各自治体と連携し、人々の健康維持・増進に貢献すべく活動している。
- 本県においても、県民を対象に、健康意識の向上や健康づくりに関する情報提供など様々な啓発活動を行うほか、本県が実施する「働き盛り世代の『健康づくりチャレンジ大作戦』グランプリ」に参加するなど、県内企業における健康づくりに協力している。

2019年7月19日

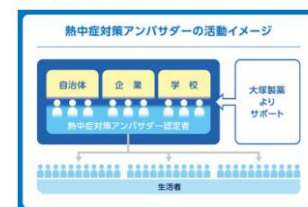
## 地域社会の活性化及び長野県民の安全・安心な暮らしの確保に資することを目的とした 包括連携協定を締結



#### 【包括連携協定の対象分野】

- 1 障がい者スポーツの振興に関すること
- 2 **スポーツの振興に関すること**
- 3 熱中症対策に関すること
- 4 信州ACE（エース）プロジェクトの推進に関すること
- 5 災害対策に関すること
- 6 その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

#### 熱中症対策 アンバサダー講座



夏の中体  
連大会を  
迎える前に

## 目的

中学校部活動の地域展開等の推進に必要な経費のうち、市町村が要する経費についての補助を行い、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を構築する。

## 現状

- 県ガイドラインに準じて75市町村が休日の地域展開を令和8年度末を目途とする。
- 令和7年度は、39地域57市町村が実証事業を実施。15市町村が独自に実施。
- 認定地域クラブ見込数 **スポーツ… 休日：214クラブ、平日・休日：492クラブ**  
(令和7年12月調査時点) **文化・芸術… 休日：61クラブ、平日・休日：48クラブ**

**改革推進のためには、地域クラブ活動の活動費等の支援が必要**

## 補助事業

- ① **休日の地域クラブ活動費**等の支援 (国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ② **地方公共団体の体制整備**等 (国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ③ **平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応** (国10/10)
- ④ **中学校における部活動指導員の配置**支援 (国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ⑤ **経済的困窮世帯の生徒への参加費**等の支援 (国1/2、市町村1/2)

①～④は一体的に施行



## スキーム、補助基準額、割合等

### <①～④ スキーム>

補助割合1/3



補助割合1/3



補助割合1/3



認定地域クラブ

### <⑤ スキーム>

補助割合1/2



補助割合1/2



認定地域クラブ  
に所属する  
経済的困窮世帯

県は交付に関する事務

# 1 県総括コーディネーター等配置及び市町村訪問支援事業

## 1 目的

- 県総括コーディネーターを2名配置し、地域展開を推進する市町村に、国や県の施策説明、近隣市町村との広域連携支援等を実施
- 地域クラブ活動運営費や経済的困窮世帯支援等の新たな補助金交付業務を適正に施行するため事務専任派遣スタッフを2名配置

## 2 現状と課題

- 令和8年度末を目途に休日の地域展開完了を目指すなか、**令和7年度は全77市町村の訪問支援実施。**最終年度においては**市町村からの訪問支援ニーズが高まっている。**
- 運営団体や実施主体が不足する小規模市町村においては、**近隣市町村との広域連携推進の支援が一層求められている。**また、**地域の特性に応じたきめ細かな支援**が求められ、**コーディネーターのエリア分担制や専門性の強化**が求められている。
- 小規模町村ではマンパワー不足から継続的な情報提供に加えて、県の各種事業を活用した事業推進の提案が必要。
- 改革推進期間（令和5～7年度）から改革実行期間（令和8～10年度）へとフェーズが変わるに伴い、**補助金交付業務が多様化・複雑化**するとともに、全市町村が対象となることを踏まえ、事務専任派遣スタッフの増員が必定。

### 【令和8年度 部活動の地域展開推進事業 54億円 \* 令和7年度補正予算額：82億円】

- ・ 休日の地域展開は、市町村体制整備支援補助金事業、クラブ活動運営支援が補助金事業（国1/3、県1/3、市町村1/3）
- ・ 経済的困窮世帯の支援補助金（国1/2、市町村1/2）
- ・ 平日も含めた地域展開加速化等の重点課題に対応する自治体への補助金事業（国10/10）

## 3 県総括コーディネーター、及び行政事務職員的主要役割

### ① 県総括コーディネーター

- ・ 市町村コーディネーターや担当者等への情報提供
- ・ 県・市町村コーディネーター連絡協議会の開催
- ・ 広域連携の渉外と調整
- ・ 運営団体、実施主体の相談窓口
- ・ 地域展開の動き出しの遅い市町村へのサポート
- ・ 競技団体、スポ少、総合型地域SC、大学等と連携した指導者発掘・育成
- ・ 指導者派遣や財源確保を目的とした企業・団体等との渉外

### ② 事務専任派遣スタッフ

- ・ 補助金事業に係る事務手続き、書類作成
- ・ 市町村担当者からの問い合わせ対応
- ・ 市町村作成書類のチェックと国への書類提出
- ・ 部局間連携の調整



**令和7年度県総括コーディネーターによる市町村訪問  
91回のべ99市町村（R8.3.11日現在）**

## 2 長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会開催事業

### 1 目的

- 部活動の地域展開における本県の進め方や地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方について、県内の関係団体等と協議
- 国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」を踏まえ、**本県の休日及び平日の部活動の地域展開の在り方を示す「改訂・長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（仮称）」を策定**

### 2 協議内容と構成員、及び開催状況(予定含む)

#### 【協議内容】

- (1) 中学校部活動の現状と課題の整理
- (2) 部活動の地域展開における基本的な考え方と目指す姿
- (3) 持続可能な地域クラブ活動の体制構築の進め方
- (4) 地域展開の進捗状況や新たな課題と対応策
- (5) 子どもたちの放課後リデザイン

#### 【構成員】

スポーツ・文化芸術活動関係団体	県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、県スポーツ少年団、県スポーツ協会 県スポーツ推進委員協議会、県文化振興事業団、県芸術文化協会
教育関係団体	県小学校長会、県中学校長会、県市町村教育委員会連絡協議会、県PTA連合会 県中学校体育連盟、県中学校吹奏楽連盟、県音楽教育学会、学識経験者
市町村関係	県市長会、県町村会、実証事業所在市町村教育委員会
県関係課	教育委員会事務局、企画振興部地域振興課、県民文化部文化政策課

#### 【開催状況(予定含む)】

R4年度		R5年度			R6年度		
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	
R5.2	R5.6	R5.9	R6.1	R6.6	R6.11	R7.3	
R7年度				R8年度(予定)			
第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回		
R7.7	R7.11	R8.3	R8.6	R8.11	R9.3		



### 3 今後の方向性と協議・検討事項(案)

#### (1) 重点課題に即したアドバイザーの招聘

- ・ 企業関係者、公民館関係者、次世代サポート課…等

#### (2) 庁内PTとの連携強化

- ・ 協議会へのオブザーバー参加



	開催時期	協議・検討事項
第11回	R 8年 7月 (予定)	・ R 7 実証事業の成果と課題の分析、好事例の紹介 ・ R 8 の取組について ・ 平日部活動の地域展開の目指す方向性について
第12回	R 8年11月 (予定)	・ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題の解決に向けた検討 (人材確保、受益者負担、交通手段、困窮家庭等)
第13回	R 9年 2月 (予定)	・ R 8 の取組進捗状況及び、R 9 の取組について ・ 平日部活動の地域展開に向けた重点施策について

### 3 地域クラブ活動周知啓発事業

## 1 目的

- 地域展開の推進にあたっては、**地域住民（保護者、地域スポーツ関係者、企業等）の理解・協力が重要**であるため、周知啓発活動を実施
- 県内外の有識者を招聘したシンポジウムを開催。**教員、保護者、地域スポーツ・文化芸術団体、自治体等の関係者間の連携強化**

## 2 現状と課題

① リーフレット10万部配布  
(R6.11～)

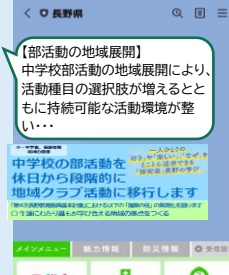
② 県公式LINEによる周知  
(R6.11)

③ 県広報紙「県からのたより」  
(2025年1月号)

④ 各種イベントでの啓発活動  
(R6～R7)

④ PTA関ブロながの大会  
(R6.10.18)

これまで実施  
してきた主な  
周知啓発活動



### (1) 現状

- 令和6年度にリーフレットを作成。市町村、小・中学校、スポーツ・文化芸術団体等に配布。
- 令和6年度アンケート調査では、**認知度は高くなったが、小中学生の認知度は低く、教育環境の変化に不安を抱く保護者・地域住民が多い。**
- 令和7年12月20日に地域展開フォーラムを長野市ホクト文化ホールで開催。

### (2) 課題

- 保護者や地域住民の誤解や憶測を防止するため、正しい情報を伝達する必要がある。
- 「改訂・長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（仮称）」の策定にあたり、**令和8年度以降の県の方向性を示したリーフレットが改めて必要。**
- **地域展開における共通認識を促進、意見交換と熟議の場になり得るシンポジウムの開催が必要。**

## 3 事業内容

### (1) 改訂リーフレットの作成・配布

- 地域展開の意義、平日も含めた地域展開の方向性、地域クラブ活動への不安解消につながる情報を提供するリーフレットを作成。
- 小・中学校や市町村を通じて周知・啓発とともに、地域のスポーツ・文化芸術団体に配布し平日を含めた地域展開への協力を促す。

### (2) フォーラムの開催

- 有識者を招聘したフォーラムを開催し、教員、保護者、地域スポーツ・文化芸術団体、自治体等の関係者間の共通理解を深め、関係者間の連携強化により地域展開を加速化。
- 平日の地域展開に向けて、各市町村・地域で抱える課題解決の糸口となる先進事例の共有を図り、円滑かつ効果的に改革を推進。



R7.12.20 フォーラム

## 4 地域クラブ指導者整備・充実支援事業

### ① 信州地域クラブ指導者人材バンクシステム事業

R 8当初予算要求額 1,320千円  
前年度予算額 7,480千円

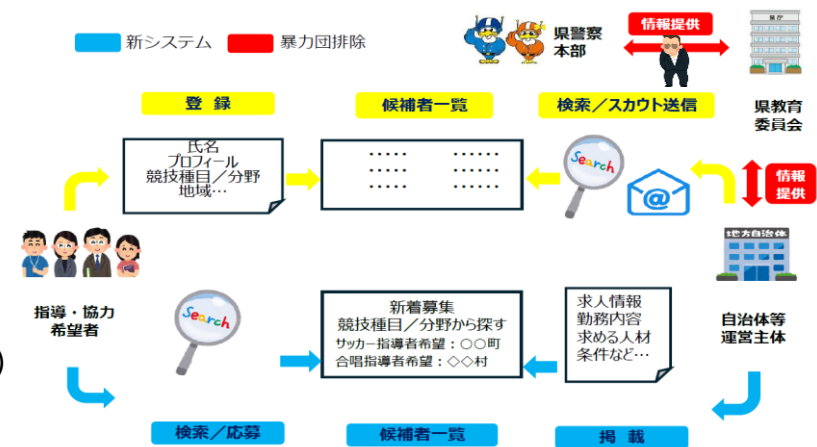
#### 1 目的

- 子どもたちのニーズに応える持続可能な地域スポーツ・文化芸術活動を整備するインフラとして、**地域指導者・協力者が必要不可欠**
- **地域指導者の募集並びに人材登録から、市町村と共有する人材バンクシステムを構築・活用を推進**

#### 2 これまでの経緯

- 令和6年11月より「信州地域クラブ指導者リスト登録サイト」を開設。運営主体（市町村）に指導者登録情報を聴収しマッチングを実施。
- 登録者数の少ない地域（木曽、大北、飯田）においては、イベントの機会に登録者を募集。
- 令和7年9月22日現在、登録者数は429人。マッチング事例は10名程度。
- マッチング強化を目的に、令和7年12月より**運営主体（市町村）と登録者が、直接交渉可能なシステム構築と運用を民間企業へ業務委託を開始。**（以降、「信州地域クラブ指導者人材バンクシステム事業」と名称を変更）
- 人材バンクの登録者から**暴力団関係者を排除するため、長野県警察本部と長野県教育委員会が連携協定を締結。**

#### 【信州地域クラブ活動人材バンクと暴力団排除のスキーム】



#### 3 事業内容

- 持続可能な地域クラブ活動の設立・運営に向けた**地域指導者・協力者の募集並びに人材登録から、市町村と共有する人材バンクシステムの運営による効率的な指導者確保。**
- ※ アスフィール（株）は、日本体育大学の一般社団法人「NITTAICLUB」と連携協定を締結。人材マッチングシステムの共同開発を通して、日本体育大学の卒業生の登録が期待される。

地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるの理念の実現

学校部活動になかった活動も視野に



## 4 地域クラブ指導者整備・充実支援事業

## ② 競技別指導力向上研修事業

R 8 当初予算要求額 563千円  
前年度予算額 269千円

## 1 目的

- 競技特性に応じた専門的知識や技術指導を指導者が学び、**競技特有のケガのリスクを理解し、安全で効果的な指導の提供に寄与**
- **指導者が抱える専門的課題や悩みに対し、経験豊富なメンターによる個別相談の機会を設け、指導スキルの向上や指導者としてのキャリア形成支援、メンタルヘルスクアを促進し、民間活力を活用した持続可能な運営モデルを構築**



## 2 現状と課題

## (1) 現状

- 各市町村の運営団体が主体となって、県教委事業「指導者養成リーダー出前講座事業」を活用する等、**地域クラブ活動指導者全体の研修会を実施する機会は増加**
- **競技別の専門的な研修会を実施する地域クラブの運営団体等はなく、県競技団体に所属する一部の地域クラブ指導者が自主的に競技の専門的研修を受講**
- 競技における専門的知識・技術指導の習得を目的に、**令和7年度からA C長野パルセイロの協力を得てサッカー指導者研修会を実施**

## (2) 課題

- 教員とは異なり地域クラブ活動の指導者は、**競技経験はあるが指導経験がないため指導力向上のための研修が必要**
- 競技別専門研修をサッカーだけでなく、他の競技に横展開を図ることが必要（県内プロスポーツチームや競技団体に協力を得て実施予定）

## 3 事業内容

## (1) 競技別指導者研修会（20回）

- 県内プロスポーツチームや競技団体等の協力を得て、競技の特性に応じた専門的な知識や技術指導について地域クラブ指導者が学ぶ研修会（講義や実技研修）を実施

## (2) 競技別指導者オンラインメンター相談会（10回）

- 県内プロスポーツチームのコーチ等をメンターとして、指導技術、チームマネジメント、選手育成、保護者対応、指導者のキャリアパス、メンタルヘルスなどについて、競技別オンライン相談会を開催

令和7年度開催実績 2回

令和7年度よりA C長野パルセイロの協力を得て、サッカー指導者研修会を実施



## 4 地域クラブ指導者整備・充実支援事業

### ③ 地域クラブ活動アスレティックトレーナー等派遣事業

R 8当初予算要求額 269千円  
前年度予算額 269千円

#### 1 目的

- 生涯にわたりスポーツに親しむ生徒の育成を目指して、**心身の発育・発達段階に適切で効果的な指導が地域クラブ活動で実践されるよう、健康管理やケガの予防、リハビリなどを行う専門的なアスレティックトレーナーを地域クラブ活動に派遣し、生徒の健康管理とパフォーマンス向上及び指導者の資質向上につなげる**

#### 2 現状と課題

- 発育急進期の段階にある**中学生期のスポーツ活動はスポーツ傷害につながりやすく適切なケアが必要**
- 競技志向や普及志向と多様なクラブがある中、特に競技志向の地域クラブ活動に周知することが必要
- 地域クラブ活動の増加に伴い、令和7年度から地域クラブ活動への派遣を事業化
- 生徒は身体に痛みがあっても指導者に言い出しにくく、**指導者はスポーツ傷害の知見を高めることが必要**

#### 3 事業内容

- 地域クラブ活動にアスレティックトレーナー等を派遣し、スポーツ傷害等を防止するための柔軟、体幹トレーニングの指導、実際にけがをした際の応急処置、けがから復帰する際のリハビリ等について医科学的視点に立った指導を生徒、指導者に対して実施

##### 派遣トレーナー等

- ①長野県アスレティックトレーナーズ協会会員
- ②長野県柔道整復師会会員
- ③スクールトレーナー等を有する理学療法士



##### 主な指導

- アライメントチェックやコンディショニング指導
  - ・スポーツ傷害の予防
  - ・身体（骨格、姿勢等）の歪みのチェック
  - ・改善トレーニングの処方
  - ・ウォーミング・アップやクーリング・ダウン
  - ・スポーツマッサージ
  - ・ストレッチング、アイシング等の理論と実技指導
- テーピング方法や応急処置指導
  - ・アスレティック・リハビリテーション
  - ・スポーツ外傷における応急処置法
  - ・ケガの防・再発防止・除痛を目的としたテーピング

基礎体力の向上をねらった冬季トレーニング方法

身体の回復を図るエクササイズやコンディショニング方法



股関節や肩甲骨の可動域を高めるエクササイズ

令和7年度派遣実績 22回

## 4 地域クラブ指導者整備・充実支援事業

### ④ 地域クラブ活動トップアスリート派遣事業

R 8 当初予算要求額 249千円  
前年度予算額 249千円

#### 1 目的

- 県内トップアスリートやプロスポーツチーム選手等を派遣し、専門的な技術指導をととして、**子どもたちが主体的にスポーツに親しむ意欲を喚起**するとともに、**指導者の指導力の向上を図る**
- トップアスリートが有する能力や経験を活かし、「夢をもつ大切さ」や「スポーツに親しむきっかけづくり」を身につけるとともに、**県内で育ったトップアスリートが地域貢献することで、県内スポーツの好循環の創出につなげる**

#### 2 現状と課題

##### (1) 現状

- 学校体育や部活動を対象に、県内トップアスリート・プロスポーツチーム選手を派遣する事業は、これまで県教委や地域振興局、市町村単位で実施してきたが、地域クラブ活動を対象とした事業はなかった。
- 地域クラブ活動から、県内トップアスリートやプロスポーツチームの派遣要望があり、令和7年度アスレティックトレーナー等巡回事業の一環で、オリンピックを派遣したところ、参加者から好評を得た。

令和7年度 県内トップアスリートやプロスポーツチーム選手等の派遣実績

- ・塚田 理恵さん（水泳オリンピック）
- ・岡田 隆安さん（バレーボール指導者）
- ・塚原 直貴さん（陸上競技オリンピック）
- ・関 瑞 貴さん、要田 勇一さん、宇野沢 勇次さん（A C長野パルセイロ）

- 県内トップアスリートやプロスポーツチームは、小中学生を指導することで地域貢献したいと考えている。

##### (2) 課題

- プロスポーツチーム選手の派遣には、シーズン中は困難で、年度当初に派遣希望クラブとプロスポーツチームとの調整が必要。
- 本県はプロスポーツチームが多数あるが、競技によっては複数チームがあるため、ホームタウンを考慮した派遣計画が必要。
- 県内プロスポーツチーム・トップアスリートでは網羅できない競技には、県競技団体の一層の協力が必要。



2016年リオデジャネイロ五輪  
200m平泳ぎ金メダリストの塚田  
理恵（旧姓：金藤）さんの指導に、  
選手の競技モチベーションが向上

#### 3 事業内容

地域クラブ活動を対象に、県内トップアスリートやプロスポーツチーム所属選手・コーチ等を派遣し、専門的な技術指導をととして、子どもたちが主体的にスポーツに親しむ意欲を喚起するとともに、指導者の資質向上を図る

令和7年度派遣実績 8回

## 5 信州地域クラブポータルサイト運営事業

## 1 目的

- 本県の部活動地域展開を推進するに当たり、市町村やコーディネーターに必要な情報（国や県、他都道府県の動向）やクラブ活動の運営、指導方法、安全指導、各種研修等に関する有益な情報を提供するポータルサイトを構築し、市町村、地域クラブ、クラブ指導者の取組を支援

## 2 現状と課題

- 県教委ホームページから保健厚生課のページを経由し、本県の部活動地域展開の情報を掲載
- 情報は、協議会の資料に留まり、地域展開を推進する各種事業申請書等の情報が掲載されていない
- 令和7年12月、本県の地域展開に係る情報を一元化したポータルサイトを業務委託により構築
- 複雑で多岐にわたる部活動改革を推進する“ハブ（拠点）”となるポータルサイトが必要



令和8年1月より本県の部活動地域展開ポータルサイトを開設

## 3 事業内容

令和7年度に構築した本県の地域展開に係る情報を一元化したポータルサイトを業務委託により継続し、市町村、地域クラブ活動、学校、指導者、保護者等の関係者間の連携を促進

◆ 基本情報	スポーツ庁の情報、県の方針（ガイドライン）
◆ 信州地域クラブ活動指導者人材バンク	利用規約、プライバシーセキュリティー等
◆ 信州地域クラブ活動応援サポーター認証制度	実施要綱、申請書等様式
◆ 指導者向け	アスレティックトレーナー等派遣事業、指導者養成リーダー出前講座事業
◆ 協議会資料一覧	協議会資料、実証事業成果報告概要
◆ 事例紹介	実践研究（モデル地区）事例、県外先進事例
◆ 関連情報	県内市町村地域展開担当部署Webページ
◆ バナー	県中体連、県吹奏楽連盟、県合唱連盟、JATAC NAGANO、（公財）県柔道整復師会

## 4 期待される効果

## (1) 情報の“見える化”

地域展開に係る施策・各種事業、国の関係機関の情報を一元化することで、市町村、地域クラブ活動、学校、指導者、保護者といった多様なステークホルダーが共通認識を持ち、必要な情報にアクセスすることで、連携・協働の基盤構築

## (2) 保護者・生徒への理解促進

地域展開の目的、メリット、進捗状況、具体的な取組事例などの発信を通して、生徒や保護者の不安を軽減し、地域展開への理解が促進

## (3) 指導者リストの登録者の増加

信州地域クラブ指導者人材バンクシステムの窓口と連携することで、登録者の募集と市町村とのマッチングを効率的に実施

## (4) 好事例の横展開

先進事例を紹介し、地域展開を推進するヒントやノウハウの提供につながり、県内全体のレベルアップを促進

## (5) 透明性の確保と継続的な改善

活動の実態（参加者数、活動内容、指導者の状況など）に関するデータ収集やアンケートの窓口として活用し、地域展開の効果を検証し、持続可能な運営体制を構築

## 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品等）の補助

### 補助対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金 ※ 施設整備費は対象外

### 補助要件

市町村が認定した「認定地域クラブ活動」

※ 市町村が自ら運営する地域クラブ活動及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる地域クラブ活動を含む

### 補助金額

①補助単価（1クラブ活動当たり年額）

②休日地域クラブ活動経費－参加費等の収入

いずれか**少ない方の額を1地域クラブ活動当たりの補助基準額**

#### Aスポーツクラブの例（参加者15人、指導者2人、毎週土曜活動（月4回））

##### ①補助単価（1クラブ活動当たり年額）

	月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
参加生徒27人以上 指導者3人以上	スポーツ：673千円 文化：691千円	スポーツ：550千円 文化：569千円	スポーツ：427千円 文化：446千円	スポーツ：305千円 文化：323千円
参加生徒13人～26人 指導者2人	スポーツ： <b>576千円</b> 文化：596千円	スポーツ：475千円 文化：494千円	スポーツ：373千円 文化：393千円	スポーツ：272千円 文化：291千円
参加生徒5人～12人 指導者1人	スポーツ：423千円 文化：443千円	スポーツ：356千円 文化：377千円	スポーツ：290千円 文化：311千円	スポーツ：224千円 文化：245千円

支出項目	金額	適用
指導者謝金	153,600	1,600円×2人×4回×12月
指導者旅費	57,600	20千円×30円×2人×48回
保険料	15,700	800円×15人+1,850円×2人
役務費	20,400	アプリ：100円/月×17人×12月
消耗品	212,000	ボール代他
借損料	72,000	会場使用料1,500円×48回
<b>計(a)</b>	<b>513,300</b>	

収入項目	金額	適用
参加費	180,000	1,000円×15人×12月
<b>計(b)</b>	<b>180,000</b>	

**Aスポーツクラブの場合、②が少ない額なので、333千円が補助額となる。**  
したがって、国・県・市町村補助額は、国111千円、県111千円、市町村111千円

**② 休日地域クラブ活動経費(a)－参加費等の収入(b)**  
**333,300**

R8年度からの改革実施に向けて必要な準備経費として、R7年度からの推進体制の整備等に係る費用を補助  
(コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段の確保等)

### 補助対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金 (県が市町村に対して補助するものに限る) ※ 施設整備費は対象外

### 補助要件

原則、R8年度に地域クラブ活動の実施が計画されている市町村を対象

※ R8年度中に、試行的な地域クラブ活動の実施や体験会の開催などを含め、子どもたちを対象にした活動等を実施する予定が全くなく、行政内部での検討等に留まる場合は対象外

### 規模間の目安他

#### <規模間の目安>

① 休日と平日の地域展開に取り組む市町村  
1市町村当たり スポーツ：7,500千円  
文化：4,500千円

② 休日のみの地域展開に取り組む市町村  
1市町村当たり スポーツ：4,800千円  
文化：3,000千円



補助割合：国1/3、県1/3、市町村1/3



メニュー①「休日の地域クラブ活動の活動費等の支援」(国1/3、県1/3、市町村1/3)

メニュー③「平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応」(国10/10)

メニュー①、メニュー③の事業と経費が重ならないよう留意して予算計上すること

## 2 地方公共団体（市町村）の体制整備等の支援

### 理念・方向性

- 地域展開を推進する市町村に、コーディネーターや事務局員等専任スタッフの配置、協議会開催経費、運営団体や人材バンクの業務委託など、**各市町村の必要な経費を補助**
- 地域間体験格差の防止、**子どもたちの安全・安心な活動や質の高い地域クラブ活動の環境構築を伴走支援**

### 現状

- 県ガイドラインに準じて75市町村が休日の地域展開を令和8年度末を目途とする。
- 令和7年度は、39地域57市町村が実証事業を実施。15市町村が独自に実施。
- R8市町村における地域展開推進体制調査（令和7年12月調査時点）

コーディネーターの配置（人）	57
協議会の開催（のべ回数）	137
人材バンクの設置（有）	13
指導者研修の開催（市町村）	43
指導者資格取得への補助（市町村）	28
ポータルサイトの運営（有）	12
移動手段の確保（有）	26
運営団体や実施主体等の委託（有）	24



### スキーム、補助基準額、割合等

<スキーム> 補助割合1/3

**スポーツ庁・文化庁**

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金  
 文化庁：文化芸術振興費補助金

補助割合1/3

**長野県**

一財1/3

**県内市町村**

<補助対象経費>

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借損料、雑役務費、委託費、補助金（都道府県が市町村に対して補助するものに限る）

<経費の目安>

- ① 休日と平日の地域展開  
 スポーツ：7,500千円  
 文化芸術：4,500千円
- ② 休日みの地域展開  
 スポーツ：4,800千円  
 文化芸術：3,000千円

### 積算

項目（想定対象経費）		積算根拠
		※R7実証事業（55市町村）の1.4倍（77市町村）を想定
【スポーツ】	①専任スタッフ（市町村コーディネーター、事務局員）配置経費	@65,595千円×1.4×2/3≒61,222千円
	②協議会開催経費	@7,431千円×1.4×2/3≒6,935千円
	③その他独自事業（地域交通、業務委託、体験会等）	@24,388千円×1.4×2/3≒22,763千円
【文化芸術】	①文化部活動地域展開に係るセキュリティ対策事業	@150千円×150校×2/3≒15,000千円
計		105,920千円

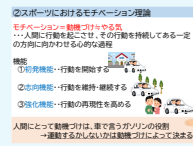


※セキュリティ対策事業は、地域クラブ活動が学校施設を利用する際、付帯工事を伴わない「スマートロック（備品）購入費（4～5万円程度）の補助（1/3）を想定

平日の部活動の地域展開等について、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行う実証事業を実施  
重点課題の解決に向けて取り組むテーマを選択の上取組を実施し、取組の成果等を報告

＜主な重点課題＞

- ① 多様な兼職兼業のモデル形成（小学校体育専科教師等の指導者としての活用など）（ス・文）
- ② 地元大学等との連携による指導・運営体制の整備（ス・文）
- ③ 学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）（ス・文）
- ④ 平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保（ス・文）
- ⑤ 民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築（ス・文）
- ⑥ インクルーシブな活動環境の確保（パラスポーツの推進、障害のある生徒の文化芸術活動の推進）（ス・文）
- ⑦ 多様なニーズに応じた大会の開催、教師に頼らない持続可能な大会運営体制の整備（ス・文）
- ⑧ ICT活用による地域クラブ活動の運營業務の効率化（ス・文）
- ⑨ 暴力・暴言等の不適切行為等に係る相談窓口の開設及び対応体制の構築（ス・文）
- ⑩ 指導者の資質向上のための公認資格の取得促進や育成プログラムの構築（ス・文）
- ⑪ 多種目・多世代など地域クラブ活動における新たな価値の創出（ス・文）
- ⑫ 文化芸術活動にかかる機材の確保、運搬（吹奏楽、管弦楽、伝統芸能等）（文）



補助対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金（県が市町村に対して補助するものに限る） ※ 施設整備費は対象外

規模間の目安他

＜規模間の目安＞

1 都道府県当たり スポーツ：100,000千円  
文化：26,000千円

▶ 県は市町村の取組を統括し、事業計画書を作成し国に提出  
市町村等の取組に必要な経費は県から市町村等に補助

- ※ 補助金の額は、重点課題の解決に向けて取り組むテーマ数及び申請内容、申請状況や審査結果等により増減する場合あり
- ※ 各都道府県が取り組む重点課題に偏りが生じないように、重点課題の変更・追加等の条件付きの採択とする場合があるほか、個別の重点課題について、再公募を行う場合あり

## 1 スポーツで長野を元気に指導者資格取得補助金事業

## 目的



部活動の地域展開を推進する中、子どもたちにとって豊かなスポーツ環境整備のために、**教員に代わり地域クラブ活動を指導する指導者の質の向上を図る**

## 現状と課題



## 現状

- ・外部指導者の不適切事案等から、保護者から指導者の質に不安を感じている声大きい
- ・地域クラブ活動の中体連大会参加条件に、指導者資格を求める競技種目がある
- ・市町村からの聞き取りでは、指導者資格の補助制度を要望する声がある

## 課題

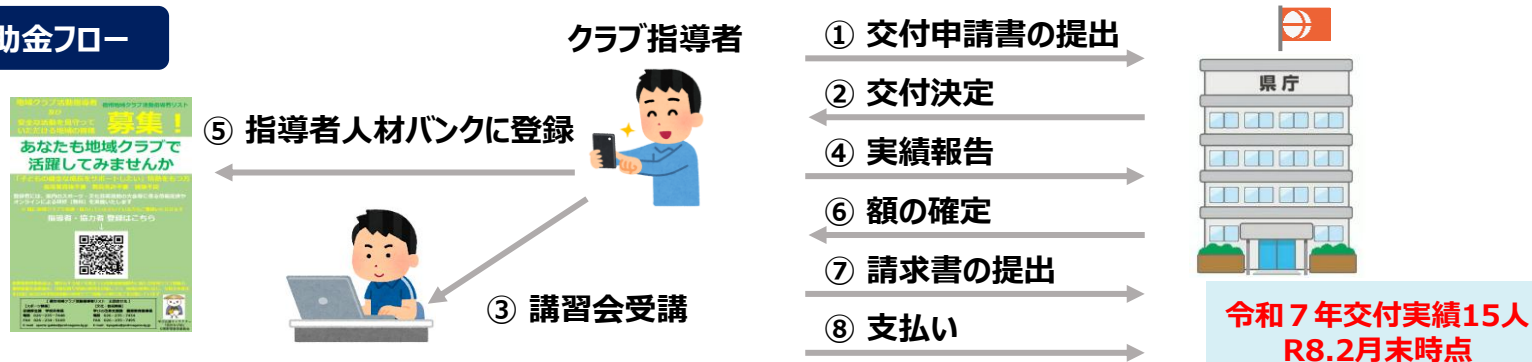
- ・安全・安心なスポーツ環境の構築には、誰からも信頼されるスポーツ指導者の育成が肝要
- ・部活動の地域展開にあたり、スポーツ指導者の育成・確保が急務
- ・部活動に代わって地域クラブ活動が主体となる大会運営には、有資格者の確保が必要

## 事業内容



「信州地域クラブ活動指導者バンク」に登録し、今後、県内公立中学校の地域クラブ活動指導者又は部活動指導員としてスポーツの指導を行うことを考えている者へ、スポーツ指導者資格の取得に係る経費を補助

## 補助金フロー



- (1) 助成金額：上限8,300円とする。(補助率1/2) ※スタートコーチ(ジュニアユース)取得に係る経費を基準
- (2) 対象経費：受講料、資料代、登録料
- (3) 対象資格：
  - ・公益財団法人日本スポーツ協会スタートコーチ及びコーチ1
  - ・サッカー競技及びバスケットボール競技については、(公財)日本サッカー協会及び(公財)日本バスケットボール協会公認のC級コーチを含む
- (4) 対象者：
  - ・「信州地域クラブ活動指導者リスト(仮)」※に登録し、今後県内において指導者として協力ができる者
  - ・過去に、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他指導者として不適格と認められる事項がない者
  - ・登録する年の4月1日現在で18歳以上の者

## 2 持続可能な中体連大会運営事業



### 目的



- スポーツを愛好する**生徒の大会参加機会の確保**と、**教員に頼らない持続可能な大会運営**体制の構築
- **大会中のケガ対応やスポーツ傷害予防**に資する医科学的知見を有する者を配置し、**安全・安心な大会運営**

### 現状と課題



#### 変化する現状

- ・ 中学校の教員が中心となって中体連大会を運営
- ・ 救護員は県柔道整復師会によるボランティア

部活動地域展開と全中大会縮減により…

- ・ 中体連大会参加クラブが急増 (R 7 : 261チーム)
- ・ 大会運営に係る教員の減少
- ・ 全中大会廃止競技の代替大会が不明瞭

#### 局面する課題

- **教員に代わって大会を運営する人材（地域クラブ活動指導者）の育成**が必要
- 大会運営を担う地域クラブ活動指導者への**旅費や謝金の財源確保**が必要
- 安全・安心な大会運営の担保には、**医科学的知見を有する者へ対価の報酬**が必要
- 令和9年度以降の全中大会廃止競技を愛好する**生徒の大会参加の機会確保**が必要

### 事業内容



#### 大会運営業務の委託化

- ・ 県競技団体へ中体連大会運営業務を一部委託
- ・ 令和8年度においては、ソフトボール、スキー、水泳の3競技を想定



運営の効率化、専門性の確保による大会運営体制の構築

#### 複数大会一本化

- ・ 全中大会廃止決定競技の持続可能な大会開催の研究
- ・ 大会運営費のスリム化も目的に、高体連大会と同日開催
- ・ 令和8年度においては、相撲を想定



多様なニーズに応じた大会参加の機会確保

#### 医科学的知見配置

- ・ 中体連大会において医科学的知見を有する専門家の配置
- ・ ケガ発生時の対応の他、スポーツ傷害等予防指導
- ・ スポーツ傷害発生時の予後指導



安全・安心な大会運営の確保

生徒のニーズに応じた教員に頼らない持続可能な中体連大会の構築

### 3 信州地域クラブ活動法人化推進事業

#### なぜ法人化か？

- 活動中の事故による高額な**損害賠償保険への加入が可能**
- 組織としての**責任の明確化が図られ、組織ガバナンスが強化**

団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

【地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）抜粋 R7.10 スポーツ庁・文化庁】

#### ガイドラインの整備 組織ガバナンス

包括的なガイドラインが組織全体での役割の一貫した履行を確保



#### 権限の明確化

明確に定義された役割と意思決定権が組織構造を強化

#### リスク管理

明確な責任が潜在的な問題への迅速な対応に可能



#### 効率の改善

合理化されたプロセスと迅速な意思決定が業務効率を向上

#### 法人化のメリット・デメリット

##### メリット

- ① **社会的信用と信頼性の向上**
  - ・法的に認可されるため、社会的信用が得られる。
- ② **資金調達の拡大**
  - ・法人団体を対象とした助成金や補助金申請が可能になる。
  - ・企業からの寄付やスポンサーシップも受けやすくなる。
- ③ **税制上の優遇措置を受けられる可能性**
  - ・寄付金や会費は非課税。（収益事業のみ課税）
- ④ **組織運営の明確化と継続性の確保**
  - ・団体名で契約や口座開設可能になり代表者のリスク軽減。
  - ・団体の財産や活動が法人に帰属し、活動の継続性が担保。
  - ・責任と権限の明確化されガバナンス強化と透明な運営が可能。

##### デメリット

- ① **設立・維持のコストと時間**
  - ・手続きに時間と費用がかかる。（NPOは行政庁の認証が必要で最低3ヵ月～半年は要する）
  - ・会計監査や年次報告等、定期的な手続きが必要。
- ② **運営の複雑化と柔軟性の低下**
  - ・法律に基づく規制や遵守事項が増え、意思決定や活動の変更の柔軟性が低下し運営が複雑化。
  - ・会計や事務処理が煩雑化し、運営スタッフの負担が増加。
- ③ **活動の制約（NPO法人の場合）**
  - ・不特定多数の者の利益のために活動を行う必要があり、事業に制限が生じる場合がある。

#### 事業内容

##### ① 法人設立準備経費等の補助

- 定款作成、登記手続き等のコンサルティングや経費補助
- 設立総会等の開催にかかる会場費、印刷製本費の補助
  - ・補助率：補助対象経費の2/3以内
  - ・補助上限額：補助上限額 100千円

##### ② 経営・運営体制強化のための支援

- ・事業計画、財務計画等の策定支援
- ・会費制度、組織体制等のコンサルティング

##### ③ 人材育成

- ・役員、事務局職員等に対するクラブマネジメント研修



## 4 信州地域クラブ活動ライドシェアモデル実証事業



地域展開における移動手段確保の課題対応のため、安全かつ効率的な移動手段として、**地域に根差した公共ライドシェアやボランティア輸送によるモデル実証事業**を通して、地域クラブ活動の環境整備を図る

### 現状と課題



- 小規模町村が多い本県は、生徒のニーズに応えるため複数自治体が広域連携で地域クラブ活動を設立  
令和7年度は、39地区57市町村が国の実証事業に取り組む中、12地区30市町村が広域連携で実施
- 広域連携で取り組む地域の移動方法（いずれも平日の活動は1部のみ）
  - ・南佐久6町村は、JR小海線を利用 → 最も多く利用した生徒は年間3万円程度（町村が負担）
  - ・千曲市・坂城町は、タクシーを利用 → 延べ390回で約250万円（R7迄は国庫10/10で対応）
- **過疎地域は公共交通機関による移動は困難**で、保護者送迎に頼らざるを得ず、その負担感が大きく、**効率的な移動手段の確保が喫緊の課題**



【タクシーで移動する生徒】

### 低コストで柔軟な送迎サービスを提供する「公共ライドシェア」や保護者の協力による「ボランティア輸送」のモデル実証事業

### 事業内容



- ① 広域連携により平日の地域展開を推進する自治体に公募しモデル4地区を選定
- ② **運営主体の自治体に、運送車両（ワンボックス10人乗り想定）各2台を県がリース**
- ③ 地区の自治体によって、「公共ライドシェア」or「ボランティア輸送」を選択

#### 公共ライドシェア（自家用有償旅客）

- ・バスやタクシーの輸送手段の確保が困難な地域
- ・運営主体は市町村やNPO法人等
- ・使用車両は自家用車（白ナンバー）
- ・有償（実費の範囲内）による旅客運送
- ・登録要件は、安全対策の確保、地域関係者の協議

#### ボランティア輸送（無償輸送）

- ・道路運送法による規制なし
- ・運送可能範囲の制限がなし
- ・共助に対するお礼（謝金）は可能
- ・実費（燃料費、駐車料金等）の請求・支払いは可能

自分家の車を使わないから安心

ガイドラインを参考に早期実用化



保護者会で当番制にしたので、送迎負担が軽減

- ④ **道路運送法上の留意点やドライバー・車両の運用等をガイドライン化**（安全体制の構築）
- ⑤ 実績に基づく効率性や費用対効果、利用者満足度などを収集・分析

**ライドシェア等の有効性を検証し、他地区への普及拡大の足がかりに**

## 5 信州地域クラブ活動相談窓口開設事業

## 目的



持続可能で質の高い地域クラブ活動の構築に資するため、**保護者、生徒、指導者等の関係者からクラブ活動における指導・人権・運営等に関する問題や不安等について、適切かつ迅速に対応可能な相談窓口の構築**

- 学校管理下でない**地域クラブ活動においては、暴力・ハラスメント（人権侵害）等の防止とその対応が課題**
- 国は、市町村が地域クラブ活動を所管し、指導・助言を行う「認定地域クラブ活動制度」が令和8年度から創設
- 現在、市町村（教育委員会）、総合型地域SCや郡市スポーツ（体育）協会・文化芸術団体、県スポーツ協会加盟団体・県文化芸術統括団体、民間・任意団体（プロスポーツチームや企業）等、**地域クラブ活動所管運営団体は、多岐にわたり、保護者や生徒から見て相談窓口が分かりづらい**
- **スポーツ基本法（令和7年度改正）において、暴力等の防止について、国及び地方公共団体は必要な措置を講じなければならないと明記**

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 本県の地域展開を推進する「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」において、**多岐にわたる地域クラブ活動における問題や不安等に係る相談をワンストップ窓口として県が設置**し、必要に応じて市町村と連携してヒアリングや現地確認等を実施する方向で検討

**地域クラブ活動における指導・人権・運営等に係る問題や不安等に関する専門相談窓口（電話、メール、オンライン、対面等）を設置し、専門知識を有する専任のコーディネーターを配置し関係機関と連携して対応**



生徒・保護者

- 指導者からのハラスメント
- クラブ内でのいじめ
- 過度な金銭負担 など



地域クラブ

- クラブ運営ノウハウ不足・保護者対応
- 指導者確保
- 指導者研修会の案内 など



日本スポーツ協会  
中央競技団体  
県所管課  
市町村（教育委員会）  
学校  
その他専門団体、等

**必要に応じて、ヒアリング・現地調査の実施**

## 事業内容



## 6 認定地域クラブ活動指導者支援事業

## 6-① 地域クラブ活動指導者養成リーダー出前講座事業

R 8当初予算要求額 994千円  
前年度予算額 249千円

## 目的



地域クラブ指導者の質の担保が課題に対応するため、国は「認定地域クラブ指導者登録制度」が創設し、指導者・協力者の研修を義務付けるなか、市町村に代って研修会を実施し、中学生期のスポーツ・文化芸術活動における充実・生徒の健全な成長を支援する指導者・協力者を育成

## 現状と課題



- 専門的な知識をもつ指導者からの指導機会が増え、生徒はより質の高い技術や知識の習得に期待
- 不適切な指導によるケガのリスクや、指導力の不足による生徒の意欲の低下が懸念
- 地域クラブ活動の指導者に求められる専門性（競技・活動の知識）と教育的配慮（生徒指導、安全管理）を両立させるための、体系的な研修制度が未整備
- 本県では地域クラブ活動の指導者や協力者の質の担保を目的に、令和7年度より「地域クラブ活動指導者養成リーダー出前講座」を実施
- 国は、令和8年度より地域クラブ活動の指導者・協力者に研修を義務付ける「認定地域クラブ指導者登録制度」を創設予定だが、市町村が独自で研修会を開催するのは困難

## 事業内容



県教委が実施する指導者養成リーダー研修を受講した指導者養成リーダーを地域振興局単位（10圏域）に配置し、地域クラブ活動を所管する市町村教育委員会等の運営団体が開催する研修会に指導者養成リーダーを研修講師として派遣し、中学生期のスポーツ・文化芸術活動における充実・生徒の健全な成長を支援



令和7年度派遣実績 11回

## ① 指導者の質の向上

適切な指導技術や知識の提供により、スポーツや文化芸術活動の効果が最適化

## ② 安全管理の徹底

安全管理の重要性や具体的な方法を学ぶことにより、活動中の事故やケガを防止

## ③ 指導方針の一貫性

地域全体で一貫した指導方針や目標の共有により、生徒にとって一貫性のある学びの場を提供

## ④ 指導者の意欲向上

指導者の交流や情報共有が促進され、指導者のモチベーションが向上し、地域クラブ活動が活性化

## ⑤ 地域連携の強化

地域の多様な主体（学校、地域団体、企業等）の交流・連携により、地域全体での協力体制が強化

## 期待される効果



地域クラブ活動における指導者の「質」の担保に資する

## 6 認定地域クラブ活動指導者支援事業

### 6-② 信州地域クラブ活動指導者用コンテンツ制作事業

R 8 当初予算要求額 1,220千円  
前年度予算額 1,000千円

#### 目的

令和8年度より国が創設する「認定地域クラブ指導者登録制度」における研修メニューが多岐にわたるとともに、地域クラブ活動の運営団体や実施主体のニーズも多様化することが想定されるなか、専門家が指導者用コンテンツ（プレゼン資料や動画）を制作し、指導者養成リーダー出前講座での活用や信州地域クラブポータルサイトに掲載し、地域クラブ活動の指導者・協力者の質が高まり、安全で安心かつ充実した地域クラブ活動の構築

#### 現状と課題

- 地域クラブ活動における指導者の経験やスキルにばらつきがあるため、一定の水準を担保することが必要
- 学校部活動の意義を継承・発展させるため、人格形成や協働性の育成など教育的意義に係る共通理解が必要
- 緊急時の対処方法をはじめ、各競技に特化した最新の指導法を身に付けることが必要
- 指導者が身に付ける知識や技術は多岐にわたり、専門家に指導者用コンテンツの制作を依頼することが必要
- 指導者に留まらず、地域クラブ活動をサポートする協力者においてもコンプライアンス等の情報提供が必要

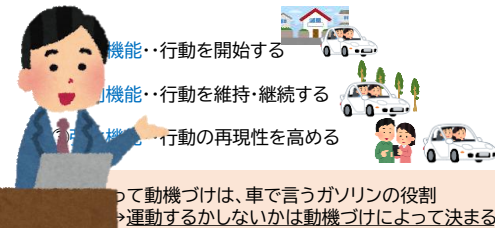
#### 事業内容

スポーツ専門大学教授等が構成する長野体育学会、県内プロスポーツチーム、競技団体等に協力を依頼し、地域クラブ活動の運営団体や実施主体のニーズに応じた指導者研修用コンテンツを制作し、指導者養成リーダー出前講座で活用したり、信州地域クラブポータルサイトに掲載したりすることで、地域クラブ活動の指導者・協力者の質を高める

#### ②スポーツにおけるモチベーション理論

##### モチベーション＝動機づけ＝やる気

…人間に行動を起こさせ、その行動を持続してある一定の方向に向かわせる心理的な過程



**令和7年度に16本のコンテンツが制作完了。研修会をとおしてブラッシュアップを図るとともに、市町村等の要望に応じて研修メニューも拡充予定**

項目	研修メニュー例
地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組み	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等を含む）
指導者としての倫理観・責任感等 人権を尊重した公正な指導	生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等を含む）の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止（性暴力等を含む）
発達段階や多様な実情等の配慮 コミュニケーションを通じた適切な指導	中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導 生徒とコミュニケーションを十分に図ったうえでの指導 女子生徒の健康課題や障がいのある生徒等への配慮
安全・安心な環境確保 事故発生時の現場対応	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
保護者とのコミュニケーション 中学校等との適切な連携	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

## 7 オンラインクラブ活動トライアル事業

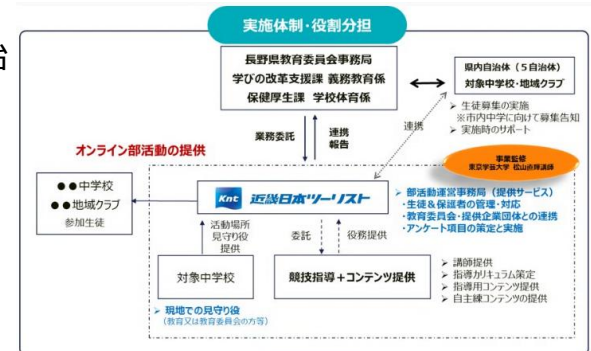
## 目的

中山間地における専門的な指導者不足や、地域クラブ活動の広域化に伴う移動手段の確保が困難といった課題に対応するため、ICTを活用した遠隔指導の導入を通して、地域事情に寄らず、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加可能な事例を創出

- 小規模町村と中山間地が多い本県は、**子どものニーズに応じた活動の専門的な指導者不足が大きな課題**
- 実施主体と指導者不足の課題解消を図るため、R7年度実証事業においては、12地区30市町村が広域連携で取り組む。今後の生徒数減少を鑑みれば、**広域連携の取組がさらに加速することは必定**
- 平日の地域展開を見据えた場合、休日の活動以上に指導者確保がより困難
- 広域連携の地域クラブ活動は、**練習会場までの移動手段確保や費用負担が課題**
- 国は指導者不足を解消するためICTを活用した遠隔指導を推進
- 令和7年度にICT活用オンラインクラブ活動トライアル事業を開始

## 現状と課題

実施自治体	実施競技	実施主体
御代田町	バスケットボール	信州ブレブウォーリアーズ
長野市	バドミントン	(株)アーシャルデザイン
飯綱町	バドミントン	N T T東日本バドミントン部
小布施町	陸上競技	東京学芸大学陸上部
松本市	ダンス	M H Sヒップホップダンススクール



- 遠隔指導の性質を考慮し、武道やグラウンドで行うサッカー等、**各競技・分野の特性に応じた検証が必要**

## 事業内容

令和7年度に業務委託して実施した「オンラインクラブ活動トライアル事業」を継続しつつ、武道やグラウンドで行う競技種目を5競技（バレー、剣道、柔道、サッカー、野球）加えた他、美術、家庭科（調理や裁縫）など文科芸術系の分野も含めて効果的な遠隔指導方法の検証を進め、平日の地域展開に向け汎用性を高める

【オンラインクラブ活動トライアル事業による成果と課題の検証視点と方法】

検証視点	検証方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、地域クラブ活動との情報共有ツール</li> <li>・生徒の募集及び保護者説明会</li> <li>・生徒の出席管理と保護者への連絡システム</li> <li>・ICT機器の維持管理</li> <li>・指導者の選定と指導プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、地域クラブ活動へのヒアリング</li> <li>・遠隔指導場面の視察</li> <li>・生徒、保護者、指導者等へのアンケート</li> </ul>



## 8 多様なスポーツ・文化芸術推進事業

### 目的

体育館や公民館等の様々な場所で、親子を含めた地域住民がスポーツ、伝統文化、芸術等の多様な体験・鑑賞等が享受できる機会を提供し、学校内外で地域の子もたちが、スポーツ・文化芸術活動の体験機会が失われたことで生じる体験格差を是正するとともに、スポーツ・文化芸術活動の振興を通じた地域の活性化を促進

### 現状

- 国は、地域展開を推進する上で、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（新たな価値の創出）を求めている
- 県内には地域特有の歴史と文化をもつスポーツ・文化芸術活動がある  
（木曾の相撲、箕輪のフェンシング、駒ヶ根のラグビー、諏訪のローイング、更埴のハンドボール）
- 小規模中学校では、選択できる部活動が限られていたが、地域展開により、多種多様な活動が選択可能になった
- 「まつチャレフェスタ！2025」では、地域クラブ活動や学校部活動にはなかった多様な活動の体験機会を創出

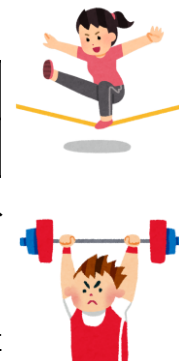
#### 【まつチャレフェスタ！2025のブース（体験会）に出展した既存の部活動になかった活動】

フェンシング	ラグビー	ウエイトリフティング	ピククルボール	麻雀
e-Sports	スポーツチャンバラ	スラックライン	パルクール	太鼓

- 国は認定地域クラブ活動の要件の1つに、「学校等との適切な連携」を挙げ、「生徒・保護者等への情報提供（小学校高学年時の体験会、中学校入学時にオリエンテーション等）」を求めている

### 課題

- 多様なスポーツ・文化芸術活動を経験する機会が少なく、新たな地域クラブ活動のモデル構築が必要
- e-Sportsやピククルボールは次世代のオリンピック競技と言われる中、本県では普及が遅れている
- 市町村や学校からの地域クラブ活動に係る情報提供や体験機会が不足



### 事業内容

市町村が行う地域クラブ活動体験会の支援とともに、県スポーツ協会、県競技団体、信州アーバンスポーツクラブ、県文化芸術関係団体等の協力を得ながら、「スポーツ・文化芸術活動バイキング体験会」を開催し、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動を経験する機会を提供



自分に合った文化芸術活動を見つけて自分らしく取り組むことで・・・

一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」ととことん追求する「探究県」長野の学びの実現



## 9 信州地域クラブ活動応援サポーター制度事業

### 目的



地域クラブ活動を支援する企業・団体等（経営者協会、青年会議所、地元企業、プロチーム等）を認定し、社会全体の働き方改革を促進して地域住民が指導者を希望した時に申請しやすい社会の実現

### 現状と課題



- 地域クラブ活動の運営にあたり、費用負担の増加は実証事業でも明らかで、それら全てを受益者負担にすることは経済的格差社会において、すべての子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の保障の担保が危惧
- 国は、認定地域クラブ活動における受益者負担の目安（1,000～3,000円/月）を示すとともに、認定地域クラブ活動に対して補助金（22万～69万/年）を交付することを決定
- 令和7年度より地域クラブ活動を支援する企業・各種団体等に対して、「信州地域クラブ活動応援サポーター認証制度」を開始。スポーツ用品割引カードを発行した（株）アルペンを第1号として認定
- 認定地域クラブ活動に補助金が交付されるが、従前の学校部活動と比べて、受益者負担の増加は避けられない他、指導者や活動場所の確保など多岐にわたる課題に対して、企業・各種団体等の支援が必要

## 持続可能な地域クラブ活動の運営には、企業・各種団体等のリソースによる継続的な支援が必要

### 事業内容



地域クラブ活動への支援（経済的支援、人的支援、物的支援等）に賛同してくれる企業・団体等を募り、協力企業・団体等に対しては、信州地域クラブ活動応援サポーターとして認定

#### 想定している支援

- 1 指導者・協力者の派遣**
  - 信州地域クラブ活動指導者リストへの登録
  - 地域クラブ活動参加を奨励する社内制度の整備
- 2 施設・用器具等の貸与**
  - スポーツ・文化芸術施設の貸与
  - 用器具等の貸与
- 3 クラブ運営や受益者負担の軽減**
  - 地元の地域クラブ活動に対する寄付
  - 用具等の販売割引
  - 交通費負担軽減等の取組



#### サポーターのメリット

- ◇ 地域貢献する企業のブランドイメージの向上
- ◇ 信州地域クラブ活動応援サポーターの認証
- ◇ 長野県SDGs推進企業登録制度の【社会貢献活動】に認証
- ◇ 職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の【基本項目の要件】に該当



## 10 大学連携地域指導者養成事業

## 目的

大学に「地域クラブ活動ゼミナール」の科目を開設し、将来的な地域クラブ活動指導者を養成する。大学生にとって、新たな学びの場を創出することになるほか、課題解決力の修得や自己肯定感の高まりをもたらし、ひいては大学のブランド力向上に寄与することが期待できる。

○ 令和7年度、松本大学スポーツ健康学科に「地域クラブ活動ゼミナール」を開講。前期は講義・演習を実施

	月/日	講座内容と講師（予定）
第1回	4/10 (木)	部活動と地域クラブ活動について考える 講師：県教育委員会保健厚生課教育主幹兼学校体育係長 出口 哲朗
第2回	4/24 (木)	これからの地域クラブ活動のあり方について考える 講師：県教育委員会保健厚生課指導主事 土橋 裕樹
第3回	5/22 (木)	スポーツ指導における暴力・暴言・ハラスメント等の防止について 講師：県教育委員会保健厚生課指導主事 上原 雄次
第4回	5/29 (木)	中学生期の心身の特徴とコミュニケーションについて 講師：スポーツ振興課中信教育事務所駐在指導主事 高木 潤一
第5回	6/12 (木)	スポーツ指導における安全管理と具体的な方法について 講師：県教育委員会保健厚生課指導主事 小山 啓太
第6回	6/26 (木)	熱中症の予防と応急手当の基本等について 講師：県教育委員会保健厚生課指導主事 笠井 佳代子
第7回	7/10 (木)	コンディショニングとスポーツ障害の予防について 講師：(株) Body Conditioning Factory 代表 関 賢一



○ 後期は実際に地域クラブ活動（計12クラブ）で実習。（まつチャレフェスタ2025にも参加）

○ 令和9年度入学生の3年次における選択授業の単位化を目指し、昨年度に引き続きゼミを実施

【目指す姿】

- ・「地域クラブ活動指導論（全7回）」（1単位）、「地域クラブ活動指導実習（全6回）」（2単位）を開設。
- ・修了者には修了証の交付とともに、県人材バンクに登録。 ※指導者資格補助や教員採用試験の優遇措置も検討

○ 令和7年度は、前期7回の講義・演習の講師を県教委職員が6回、外部講師が1回務めたが、より多様で専門的な知識・技術の習得を目指し、令和8年度は前期7回の講義・演習の講師を外部講師を3回とする

- （1）専門的な指導者の確保  
スポーツ科学や教育学の分野を学ぶ学生や教員を指導者として派遣することで、専門的な知識や技術の提供
- （2）教育研究の場としての活用  
地域クラブ活動の指導を通して実践的な経験やスポーツ指導法や生徒の成長に関する研究を行うフィールドとして活用し、大学の研究・教育プログラムの一環に寄与
- （3）大学施設の活用  
大学が有する専門的な施設を地域クラブの活動場所として活用し、充実した環境で地域クラブが活性化

## 現状と課題



## 事業内容



## 今後の展望



公立中学校の設置者が行う、部活動指導や大会引率などを担う部活動指導員の配置に要する経費を補助

補助対象経費

- 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(R7.12月)」で示す部活動改革の考え方等を踏まえ、**平日の部活動指導員の配置を対象としつつ、次の場合に限り、休日の配置も対象。**
  - ① 地域展開の前段階として部活動指導員の配置行い、改革実行期間終了時まで地域展開につなげていく取組
  - ② 中山間地域や離島をはじめ特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合の取組
- 部活動指導員を任用するために必要な報酬、交通費経費

補助単価・補助要件

<補助単価>

- 報酬単価：上限1,600円/時間（上限210時間）
- 交通費：市町村の規程等による

<部活動指導員の身分と職務>

- 会計年度任用職員（パート）として、部活動顧問に代わる業務を行う
  - ・ 生徒への実技指導や安全・障害予防に関する知識・技能の指導
  - ・ 学校外での活動（大会・練習試合等）への引率

<補助対象団体>

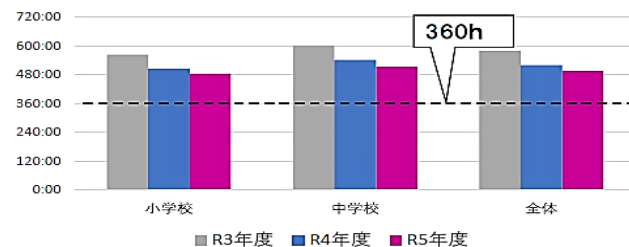
- 市町村教育委員会、学校組合教育委員会

<補助要件>

- 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁策定R7.12）」の遵守
- 指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材
- 教師の負担軽減の状況（客観的な在校等時間等）の適切な把握

現状と課題

- 経験のない競技を担当する教員が約6割で、生徒は専門的な指導を受けられず教員の負担感も大きい。
- 教員の時間外勤務は依然として長時間にある。
- 少子化の進展を踏まえ、地域と連携した部活動体制の構築が必要。



時間外勤務時間総合計時間の経年変化 (義務教育課)

経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒の保護者に対し、地域クラブ活動の活動に必要な参加費及び保険料に要する経費を補助

### 補助対象経費

経済的困窮世帯（以下、該当する者）の生徒に係る地域クラブ活動の参加費及び保険料

- ① 生活保護世帯の生徒
- ② 住民税非課税世帯の生徒
- ③ ①②に準ずると認められる世帯の生徒（県・市町村が、以下のいずれかに該当するものとして認定）
  - i 児童扶養手当の支給
  - ii 市町村民税の減免
  - iii 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予
  - iv 国民年金保険料の免除
  - v 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものなど、i～ivに準ずると認められるもの

### 補助基準額・補助割合

- **生徒1人当たり年額24,800円※）を限度額**として限度額の範囲内で参加費及び保険料の支援として支給した額の合計額の1/2以内の額（千円未満切捨て）
- ※参加費：年額24,000円（月額2,000円×12か月）＋保険料：年額800円
- ※年額24,000円を超える額を参加費に設定している場合は、**最大で年額36,800円までの範囲内を限度**とする

### 補助要件

当該地域クラブ活動は、市町村等が認定した「認定地域クラブ活動」であること  
（市町村等が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合を含む）

#### 【参考：参加費のイメージ】

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。
- 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。